

人権を尊重しみんなが生きやすい泊江をつくる基本条例（案）

基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利であり、この権利が守られるべきことは日本国憲法で定められています。人権が守られるためには、自分の人権が守られること、相手の人権を守ること、この両方が大切です。

泊江市は、お互いの顔が見える小さなまちです。このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。私たちは、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。

市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをみんなでつくっていくために、この条例を制定します。

人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切だという心を育み、子どもから大人までみんながあたたかい気持ちで過ごすことができるよう、人権に対する思いを育んでいきましょう。

（目的）

第1条 この条例は、市、市民及び団体の責務を明らかにするとともに、人権の尊重に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市外に居住する者のうち、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内に滞在する者をいう。
- (2) 団体 市内で営利活動又は非営利活動を行う団体をいう。
- (3) 関係機関等 東京都、法務局、警察署、他自治体、営利活動又は非営利活動を行う団体等をいう。

（人権を侵害する行為の禁止）

第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

(市民の権利)

第4条 市民一人ひとりは、個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

(市の責務等)

第5条 市は、市民一人ひとりを個人として尊重するとともに、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。

2 市長は、主体的かつ率先して指揮をとるとともに、教育委員会その他の市の機関との連携を図ることにより、前項に規定する市の責務を果たすものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、お互いに尊重し、お互いの権利を守らなければならない。

2 市民は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(団体の責務)

第7条 団体は、その活動において、市民一人ひとり及び所属する個人の権利を守らなければならない。

2 団体は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等との連携)

第8条 市は、市民、団体又は関係機関等と連携し、人権に関する施策を推進する。

(相談及び救済)

第9条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。

(啓発等)

第10条 市は、市民が人権を身近なものと捉えられるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。

2 市は、第1条の目的の達成に向けて、市民の人権の尊重に関する意識を高めるため、その好事例となる活動を広く周知するものとする。

(子どもへの教育及び啓発)

第11条 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を学校教育その他子どもが活動する場等において推進する。

(市の支援)

第12条 市は、人権を尊重しみんなが生きやすいまちづくりに寄与する市民及び団体の活動に対して、人的、財政的その他必要な支援等を行うものとする。

(狛江市人権尊重推進会議の設置)

第 13 条 この条例による人権を尊重するまちづくりを推進するため、狛江市人権尊重推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問機関とし、次の各号について所掌するものとする。

（1）人権施策の評価、意識調査、人権に関する実態や課題の把握、重点啓発項目の設定その他の条例を推進するために必要な事項

（2）第 9 条に規定する相談に係る必要な措置及び救済手法の検討

（3）その他人権の尊重について必要な事項

3 推進会議は、前項に規定する所掌事務を遂行するため、必要に応じて関係機関等と連携するものとする。

4 推進会議は、必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(組織等)

第 14 条 推進会議は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱する委員 9 人以内をもって組織する。

（1）学識経験者

（2）有識者

（3）公募市民

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、連続して 2 期を超えない範囲で再任されることがある。

(会長及び副会長)

第 15 条 推進会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 16 条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 17 条 推進会議の庶務は、人権を所管する課が担当する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

人権を尊重しみんなが生きやすい泊江をつくる基本条例（案）
に対するパブリックコメント及び市民説明会、シンポジウムの実施結果について

1、実施期間

令和元年12月1日～令和2年1月6日

2、意見提出方法

- (1) 政策室への書面による提出
- (2) 郵便による送付
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) 泊江市公式ホームページ専用フォームによる送信
- (6) 第1回市民説明会（シンポジウム）におけるアンケートへの記入

3、市民説明会（第1回目はシンポジウム形式で実施）

	日時	場所	出席者数
第1回	令和元年12月15日（日） 午後1時30分～	防災センター4階会議室	68人
第2回	令和元年12月17日（火） 午後7時～	特別会議室	14人

4、意見提出者数（異なる方法で複数回意見を提出した人がいるため、延べ人数）

延べ 76 人

(参考)

第1回市民説明会における発言者 延べ 13 人

第1回市民説明会アンケートへの記入者 23 人

第2回市民説明会における発言者 6 人

窓口による意見提出者 3 人

郵便による意見提出者 2 人

ファクシミリによる意見提出者 6 人

電子メールによる意見提出者 8 人

専用フォームによる意見提出者 15 人

5、意見（要旨）及び意見に対する回答

※いただいた意見の趣旨が変わらない範囲で要約しています。

※複数のご意見をいただいた場合は、内容ごとに分割しています。

条例制定の経緯、内容全般に関する意見		
	意見	回答（案）
1	いろんな障がいを持っている人がいるが、手帳を持っていないために対象にならない事態も問題である。人権を認めているかが問われている。あたたかい言葉面では解決できる問題ではない。狛江だけでなく、自分の問題があったときに個人の権利を主張できない社会である。童話のあたたかい言葉で終わらせてほしくない。	第3条において、あらゆる理由による人権を侵害する行為を禁止していますが、今後条例を運用していく中で検討させていただきます。
2	障がいに対する表面的な対応で人権が守られたと言ってほしくないです。例えば車椅子の人にはスロープをつければ良い。ではない。スロープがとても遠くて使いづらい、店に入れるが車イスで使えるテーブル、トイレはない（少ない）。イベントも参加はできるが友人と離れてさみしい。表面的ではなく、人権、気持ちによりそってほしい。啓発も具体的な方法を明確にしてほしい。差別はいけないことは皆知っているがなくならない。なくす為にはどうするかは簡単ではないが、差別を受ける人は日々苦しんでいる。表面的な対策では変わらない。	本条例は、第1条にあるように市、市民及び団体等の責務を明らかにするとともに、人権の尊重に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図ることを目指しております。具体的な方法については、条例施行後に引き続き検討してまいりますので、その際の参考にさせていただきます。
3	聴覚障害者手帳がなくても要約筆記、手話通訳の派遣を要望に応じてしてもらえるようお願いします。	本条例に反映するものではありませんが、御意見として承ります。
4	この条例を作った理由は、前市長のセクハラ問題によって現市長が人権条例を作ろうとなつたからだということを盛り込んでほしい。深刻な事件が起こつたら、原因究明をし、再発防止策を取るの	本条例は、市の最上位計画である「狛江市第3次基本構想」における「まちづくりの原則」の中の「平和を求める人権を尊重するまちづくり」をさらに発展させていき

	<p>が通常のやり方である。検討委員会では原因究明はしないが、甚大な被害があつたら実効性のある再発防止策を盛り込むべきであり、これでは再発防止が担保されない。</p>	<p>たいという目的から制定するものになります。</p> <p>また、前市長によるセクシュアル・ハラスメント問題も条例制定のきっかけの一つであり、これを契機として狛江市を人権を尊重する先進市とすることで、人にやさしいまちにするための条例を定めるものです。</p> <p>なお、本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。</p>
5	<p>市長のセクハラは特殊かもしれないが、税金の取立てにおいても人権侵害にあたるようなことがあつたり、いじめ事件で深刻な事態が発生したりしている。外国人の子どもが日本人と同じような教育を受けるために、言葉をサポートするような体制も取れていない。</p> <p>ヘイトスピーチは象徴的なものであり、身近なところで差別の実態は狛江にもたくさんある。それを踏まえて思いやりではなく、それを解消する具体的な手立てを盛り込むべきである。</p>	<p>条例の実効性については、第8条～第12条においてその方法を規定し、第13条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容については、条例の運用の中で検討してまいります。</p>
6	<p>紙切れ一枚で前市長のセクハラ問題を解決しましたという方法ではなく、具体的に進めていってほしい。</p>	<p>市役所内における再発防止策として、議員提案により「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定、平成30年11月1日から施行しています。この中で、外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置する等、内部のハラスメント対策を実施しています。</p>
7	<p>前市長の問題は解決せずに終わってしまった。人権条例ができることに期待していたが、子どもでも分かる内容、啓発にとどまる内容であり、セクハラ問題やヘイトスピーチが起こった時に歯止めを</p>	<p>本条例は、狛江市において初めて制定される人権の尊重に関する基本条例となります。この条例は、罰則をもって悪い物を排除するのではなく、市全体であたたかい</p>

	かけるものがない。罰則があり、実効性があるものだと分かる内容にすべき。	気持ちをもって人権の意識を高め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというスタンスに立っています。 罰則規定はありませんが、第3条においてあらゆる人権を侵害する行為の禁止を明記しており、基本条例として一定の抑止力を発揮すると考えます。 今回はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきたいと考えています。
8	市民憲章、基本計画、市議会での宣言等、似たようなものが多い。この条例は何か必然性があって作られたのか。別に書かなくても当たり前のものである。前市長の問題については厳しい考えを持っている。(第5条に) 市長を先頭に守ると書いてあるが、当たり前のことであり抽象的である。具体的なものは支援と推進会議だけである。	条例の実効性については、第8条～第12条においてその方法を規定し、第13条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容については、条例の運用の中で検討してまいります。
9	基本条例が制定される動機として、狛江の庁舎において当時の市長がセクハラ差別行為をしていたことがある。差別事象は2年以上放置されていた。このことを鑑みて条例ができるのだということを狛江市民に伝わるようにしなければならない。 川崎市では全会派が賛成する形でヘイトスピーチに対する条例が可決された。検討委員会にも人権問題を軽く考えている委員がいる。狛江はあたたかいまちというよりも、色々な差別事象が立ち現れていることが事実である。条例をつくる際には言葉を曖昧なものにするのではなく、後々皆が理解できるものにすべきである。	条例の施行にあわせて解説を作成し、皆さんに本条例の趣旨が伝わるよう努めます。
10	前市長のセクハラ問題についてあらためて考えさせられた。やはりこれは入れたほうがよい。罰則についても市の決意を示す意味で	本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の

	入れたほうがよい。	問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。 また、罰則規定はありませんが、第3条においてあらゆる人権を侵害する行為の禁止を明記しており、基本条例として一定の抑止力を発揮すると考えられます。 今回はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきたいと考えております。
11	一読した時、何の為の条例か見当付かなかった。前市長セクハラの件処理用ならばもっとそれを感じられる文章になる筈。	本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。
12	市長のセクハラ・パワハラの再発防止のため実効性ある方策を盛り込む。例えば、前文にセクハラ・パワハラの再発防止を盛り込む。「市」に人権尊重責務を入れる。市と独立した第三者機関で救済にあたる。ばっ則を入れる。	市役所内における再発防止策として、議員提案により「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定、平成30年11月1日から施行しています。この中で、外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置する等、内部のハラスメント対策を実施しています。 また、罰則規定はありませんが、第3条においてあらゆる人権を侵害する行為の禁止を明記しており、基本条例として一定の抑止力を発揮すると考えます。 今回はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきたいと考えています。
13	SNSによる中傷、炎上や2チャンネルによる人権侵害が問題になっています。セクハラ問題で今回の条例の制定が考えられたそうですが、女性問題だけでなく、狛江市内でも部落問題、障碍者の問題、在	第3条においてあらゆる人権を侵害する行為の禁止を規定しています。 条例の実効性については、第8条～第12条において

	日朝鮮人の問題などもあると思います。これらに対して、具体的な対策を講じることはできないのでしょうか。	その方法を規定し、第 13 条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容については、条例の運用の中で検討してまいります。
14	<p>今回の人権条例発案は、前市長による人権侵害（これは「セクハラ」ではなく犯罪と考えていますが）が発端と認識していました。</p> <p>前市長辞職までの間、数年間にわたって被害があったと報道されていますが、今案ではその教訓がいかされず、実効ある仕組みがないと感じます。</p> <p>時間をかければよいとは限りませんが、拙速にならないよう願います。</p>	条例の実効性については、第 8 条～第 12 条においてその方法を規定し、第 13 条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容については、条例の運用の中で検討してまいります。
15	<p>全体にあまりにも形式的な、実のない感じがします。</p> <p>特に狛江市では高橋前市長によるとんでもない人権侵害とその隠蔽、居直りともいえるようなきさつがあってこの条例の制定が期待されました。</p> <p>その市民の願いに応えるようなしっかりした内容が必要です。</p> <p>特に第 5 条（市の責務）はあまりにもお気楽で何の内容もありません。</p> <p>現に市庁内で起こった様々な事例を見ると、トップである市長を含む市職員による人権侵害の行為については、その立場の強さに応じた罰則まで含めた対応をとるくらいの覚悟を示す必要があると思います。それくらいの徹底した意識がなくては市民に対しての人権尊重の政策は推進されないと私は思います。</p>	市役所内における再発防止策として、議員提案により「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定、平成 30 年 11 月 1 日から施行しており、第 11 条において、市長または議員によるハラスメントは事実を公表することを規定しております。また、外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置する等、内部のハラスメント対策を実施しています。
16	<p>わざわざ人権条例を作る以上何のためにつくるかを明確にする事がだいじと考えます。</p> <p>松原市長は人権条例制定の理由のひとつとして前市長のセクハラ</p>	条例の実効性については、第 8 条～第 12 条においてその方法を規定し、第 13 条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容に

	<p>問題をあげ、再発防止をうたっています。したがって実効性のある再発防止策を盛り込んでください。</p>	<p>については、条例の運用の中で検討してまいります。</p> <p>また、市役所内における再発防止策として、議員提案により「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定、平成30年11月1日から施行しています。この中で、外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置する等、内部のハラスメント対策を実施しています。</p>
17	<p>そもそも、この条例制定は高橋都彦前市長のセクハラ問題がきっかけと理解しています。この問題の分析はされたのでしょうか。その片鱗もうかがえません。高橋氏は数年に渡り、数名の女性にセクハラ行為をして来ましたが、直ぐに対応されることはなく、被害者への救済処置がされず、セクハラ行為が続けられてきました。議会で問題にされた後も否認し続け、被害者の実名公表による告発で辞任しました。しかし、セクハラ行為はうやむやのままです。狛江市の権力トップの行為が正されていない現状をどう評価しているのでしょうか。このようなことが二度と起こらないようにするにはどうするのですか？この問題を解決する条例上の文言は一つも見出すことができません。被害者に寄り添っているように思えません。</p> <p>高橋氏のセクハラ（もちろんパワハラが絡んでいる）が正されていないことは、これは氷山の一角で他にも有ることをおわせています。現に狛江市はパワハラも関わっている不当解雇の裁判を抱えています。また、市役所として数年前に国保税などの強権的な取り立てがあり、その時に人権侵害に関わることが無かったのか、狛江市居住の外国人とその家族の待遇に人権侵害と疑われるることはなかったのか等々、市役所内の人権侵害・市役所による市民への人権侵害が無かつたのか等調査の上で、もっと危機感を持って条例作成をすべきではな</p>	<p>前市長によるセクシュアル・ハラスメント問題も条例制定のきっかけの一つであり、これを契機として狛江市を人権を尊重する先進市とすることで、人にやさしいまちにするための条例を定めるものです。</p> <p>市役所内における再発防止策として、議員提案により「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定、平成30年11月1日から施行しています。この中で、外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置する等、内部のハラスメント対策を実施しています。</p> <p>なお、本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。</p>

	<p>いでしょうか。</p> <p>少なくとも高橋氏のセクハラ問題は、権力者の人権侵害に対する分析・評価のうえ、対策指針を盛り込んだ条例案の必要性を求めていると思います。</p>	
18	<p>何故、今、狛江市はこの条例を作るのか。その根本の問題が捉えられていないため、全く空疎な言葉に終わっています。</p> <p>前市長のセクハラが市役所内であり、狛江市の文化的後進性が露呈し、広く知れ渡りました。前市長セクハラ事件こそ、狛江市の人権意識の反映でした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害者への対応はどうだったのか？ ・加害者の処遇は適切であったのか？ <p>その検証からこそ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どう人権が守られるべきか ・守られるべき人権とは <p>という狛江市の問題が見えてくると思います。</p>	<p>本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。制定の経緯等については、解説に盛り込むことを予定しています。</p>
19	<p>そもそもこの条例が作られるきっかけは、前市長の職員・市民に対するセクハラ問題が、序内では解決されなかった。</p> <p>市の基本計画では、人権を尊重し平和な狛江を実現する事がうたわれているにもかかわらず長自ら人権侵害が行われたことにありました。前文には、そもそもなぜこの条例を作るのか、こともあろうかイソップ童話の例を挙げていますが、差別者を処罰しないで、差別者に温かく接し、態度を改めさせるという思想の表れで、人種差別撤廃条</p>	<p>本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものになります。したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決できないケースもあると想定されることから、第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対応していくと規定しています。</p> <p>前文については、罰則をもつて悪い物を排除するので</p>

	<p>約など差別禁止を求める国際人権法上の義務に真っ向から反するものです。人権が侵害されたら救済しなければならない問題です。この立場から考える必要があると思われます。</p>	<p>ではなく、市全体であたたかい気持ちをもって人権の意識を高め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというスタンスに立っています。また、人権を侵害する人に対するは、前文において「どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。」と明記しており、第3条においても人権を侵害する行為の禁止を規定しております。</p>
20	<p>時機遅い。もう少しはやく細かい条例があって欲しかった。ヘイトスピーチばかりで進展制がない。</p>	<p>本条例は市全体の今後に関するることであり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、ヘイトスピーチのみに特化したものではないと考えています。</p>
21	<p>先日、狛江市の隣である川崎市がヘイトスピーチ禁止条例を可決した。川崎というヘイトスピーチが常習的に多発している地域性もあるが、全会派一致で可決という非常に尊い形での条例制定に、大きな意義を感じた。</p> <p>川崎市以外でも、新宿や吉祥寺といった近隣でヘイトスピーチは行われており、狛江市でもそういった事態が起き得ることを鑑みる。そうした事態を予測し、迅速な対応ができるよう、川崎市の条例に習う内容を、追加条項として盛り込むことを求める。</p> <p>ここには、ヘイトスピーチが単に知識不足や誤解といった原因でなく、意図して他者を傷付けることを目的とした行為であることを理解し、厳しい罰則規定も盛り込まれた内容の制定を求める。</p> <p>また、その追加条項が、想像される困難に対峙し被害者を守るとした、強い姿勢を見せた川崎市へつづく、強い決意を示す内容であることを求める。</p>	<p>本条例は市全体の今後に関するることであり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、ヘイトスピーチのみに特化したものではないと考えています。</p> <p>また、本条例はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定するものであり、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していくたいと考えています。</p> <p>罰則規定はありませんが、第3条において、ヘイトスピーチだけでなくあらゆる人権を侵害する行為の禁止を明記しています。</p>
22	<p>隣の川崎市では、ヘイトスピーチによる深刻な人権侵害を止めるた</p>	<p>本条例は市全体の今後に関するることであり、多様な人</p>

	<p>めに「罰則」を盛り込んだ条例が多くの市民の支持を得て議会でも全会一致で成立しました。予防的な意味を含め、ヘイトスピーチに対象を限って同様の規定を狛江市の条例に盛り込むことも必要ではないでしょうか。</p>	<p>権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。</p> <p>罰則規定はありませんが、第3条において、ヘイトスピーチだけでなくあらゆる人権を侵害する行為の禁止を明記しています。</p>
23	<p>川崎市で罰則規定のある条例が可決された。狛江には特筆すべき問題はない、罰則がないものが狛江らしい条例だという話があったが、川崎市で起きていることは対岸の火事ではない。川崎市の条例では、ヘイトスピーチを3回もくり返した人に対しての勧告、命令、その先の罰則である。その場で起きた差別に対して罪を与えるものではない。これはいけないことだと指し示して教える時間がある。日常の中で、ちょっとした言葉で支えられたり、生きる希望を見出したりすることができます。ヘイトスピーチの被害者は、日常生活が壊され人として生きる権利を害されている。それに対して狛江市は表面上優しい言葉を投げかけるだけで、当事者がこの条例案を読んだとして、SOSを市に投げかけたいと思うか。本当に何か解決してくれるという条例にはまだ足りないと感じる。</p> <p>罰則規定を設けるということは、誰かに罰則を与えなければいけないということではなく、市がどういった立場に立つかという意思表示である。相談を受けて終わりなのか、具体的な救済措置が話し合われ、明記されない場合にはSOSを出せない。</p>	<p>条例の実効性については、第8条～第12条においてその方法を規定し、第13条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容については、条例の運用の中で検討してまいります。</p> <p>本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものになります。したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決できないケースもあると想定されることから、第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対応していくと規定しています。</p>
24	<p>川崎市の条例があつたように罰則がなければ差別等があつても(注意のみ)では条例は理念のみになるのではないか?理念条例では差別はなくならない。(差別は犯罪であるとの理解に欠けている。)</p>	<p>条例の実効性については、第8条～第12条においてその方法を規定し、第13条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容については、条例の運用の中で検討してまいります。</p>

		また、この条例は、罰則をもって悪い物を排除するのではなく、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというスタンスに立っています。今回はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきたいと考えております。
25	罰則はやむえないと思います。思いやりだけでは差別、パワハラ、セクハラはなくならないから。	この条例は、罰則をもって悪い物を排除するのではなく、市全体であたたかい気持ちをもって人権の意識を高め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというスタンスに立っています。今回はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきたいと考えています。罰則規定はありませんが、第3条においてあらゆる人権を侵害する行為の禁止を明記しており、基本条例として一定の抑止力を発揮すると考えます。
26	この条例が市民に納得される有効な機能を果たすためには、これに反する行為があった場合のペナルティを明記してほしい。基本的な生き方に違反しているのに、その結果がうやむやになるようでは協働作業で努力して条例を作った意味がありません。	この条例は、罰則をもって悪い物を排除するのではなく、市全体であたたかい気持ちをもって人権の意識を高め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというスタンスに立っています。今回はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきたいと考えています。罰則規定はありませんが、第3条においてあらゆる人権を侵害する行為の禁止を明記しており、基本条例として一定の抑止力を発揮すると考えます。
27	加害者に対するペナルティ。現状は一言もありません。 未成年のいじめ・差別等は加害者側の状況把握が必要だし、対処は	この条例は、罰則をもって悪い物を排除するのではなく、市全体であたたかい気持ちをもって人権の意識を高

	<p>罰則ではなく理解を深める形が望ましいと思います。しかし、大人の確信犯的なセクハラ・パワハラ、ヘイトスピーチなどに対しては一定のペナルティは必要とならないでしょうか。狛江市の場合は市長の立場でのセクハラ疑惑です。十分な調査と確実な証拠でそれと認められれば、注意、勧告などを経ても改まらない場合は公表等の検討も必要なのではないかと思います。もちろん、犯罪となれば刑事事件として法律で罰せられますが、どこかの財務大臣は「セクハラ罪はない」とうそぶいています。こうした現状を鑑みれば、権力を持つ加害者の執拗な人権侵害に対するペナルティは必要ではないでしょうか。</p>	<p>め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというスタンスに立っています。今回はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきたいと考えています。罰則規定はありませんが、第3条においてあらゆる人権を侵害する行為の禁止を明記しており、基本条例として一定の抑止力を発揮すると考えます。</p>
28	条例として東京弁護士会のモデル条例案を参照してほしい。	罰則等については現段階では盛り込んでおりませんが、東京弁護士会の人種差別撤廃モデル条例案と比較し、禁止事項、市や市民の責務、教育の充実、啓発活動等といった盛り込むべき項目は条例案に含まれているものと考えます。
29	<p>東弁連モデル条例案を参考とし、差別行為を目的とした公的施設の利用を認めないことを明記する条項の追加も有効と考えます。</p> <p>香川県観音寺市条例(第5条)で、公園においての差別行為を禁止しているように、場においての制限を定めることも、差別撤廃へ向けての啓発となると考えます。</p>	罰則等については現段階では盛り込んでおりませんが、東京弁護士会の人種差別撤廃モデル条例案と比較し、禁止事項、市や市民の責務、教育の充実、啓発活動等といった盛り込むべき項目は条例案に含まれているものと考えます。
30	条例は精神、宣言を元に作るものだと思う。今回の条例の精神、根拠となる考え方があらかじめ打ち出されるべき。北風と太陽等の例は、解説等に書けば良い。条例自体はもっと簡潔に、何をしたいのか、根拠事例や市の考え方を前文に書くべき。	本条例の前文後段に記載しています。
31	第1条と第3条には「差別」という言葉が出てくるが、それ以外は「人権」という言葉で表現されている。	第3条において、差別は人権を侵害する行為の一つであると規定しているため、より広義である「人権」とい

		う言葉を使用しています。
32	修飾語を多用せず、主目的である差別がすぐ出てくるような文章を作ってほしい。または、「差別による人権侵害」という言葉で分かりやすく文章を作ってほしい。第3条「何人も差別もない～」としてほしい。	第3条において、差別は人権を侵害する行為の一つであると規定しています。
33	本条例案は抜本的な修正をお願いします。理由：狛江市の人権侵害に正面から向き合っているとは条例案から感じられないこと、そのためかその防止と被害者への救済が具体的でないため。	条例の実効性については、第8条～第12条においてその方法を規定し、第13条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容については、条例の運用の中で検討してまいります。
34	条例案から修正・追加した方が良い項目： ○人権の定義。憲法、国際人権諸条約を謳う。 ○人権侵害の禁止。差別、いじめ、虐待、ハラスメント、DVの禁止。暴力（身体と言動）の禁止。	条例案では、人権の定義について前文で記述しています。また、第3条において人権を侵害する行為の禁止を規定しており、暴力についても含まれるものと考えています。
35	差別の一番の問題は、一個人の考えが正しい、悪いではなく、ある一つの思考が刷り込まれ、浸透する事により他者を排他的に扱うことを肯定することにある。マイノリティの方に対してそれを批判することは差別にあたるが、一人一人が生きる権利を奪われて、かつその人を傷つけることを肯定する可能性を秘めているのが差別である。その点を重く受け止めて考えてほしい。	参考にさせていただきます。
36	市民の人権守る立場や政策が狛江市政にない。人権条例を作ることは良いが、実効性のある中味にして欲しい。	条例の実効性については、第8条～第12条においてその方法を規定し、第13条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容については、条例の運用の中で検討してまいります。
37	検討委員会は、公募の市民委員と、市が指名する学識者の委員で構成されていると思います。差別や人権に関しては専門家でないと判断	条例制定後は、適宜関係機関等と連携しながら施策を推進していきます。また、第13条第4項における「必

	断、立法はできません。そこをぜひおさえて頂きたい。	要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聴くことができると規定しています。
38	人権条例を審議する委員会に様々な立場の人権を侵害されていると思われる当事者の参加がなかったのが残念です。今後の委員会でもっと当事者参加をすすめてほしい。	条例の運用にあたり参考にさせていただきます。
39	基本条例が実効性のあるものになるためには、理念だけでなく相談及び救済が相談者の人権を真に救済し、納得するものでなければならない。	本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものになります。したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決できないケースもあると想定されることから、第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対応していくと規定しています。
40	<p>差別や人権に関し、啓発による意識の改善で差別の起きない基盤を作り、被害者への適切な救済措置と共に、加害者へ必要に応じ処罰を与える、人権問題の重きを理解し、生きることを苦痛に思わない社会を構成するための指針となり、充実した社会を創造するための軸となることを期待する。</p> <p>被害者を救出することは市政の義務であると共に、被害者の声を受け止め、その事態を認識することは、学校や職場など組織や環境が持つ問題点を浮上させ、事態を改善させることは、組織や社会全体を向上させることを可能にするものと考える。</p> <p>差別や人権侵害の問題を放置することは、社会を構成する人間のモラルを低下させ、または劣化させ、社会全体の向上を妨げ、社会全体の構造を崩壊させる可能性があるものと考える。</p> <p>繰り返しになるが、被害者を救出することは市政の当然の義務である。</p>	条例の運用にあたり参考にさせていただきます。

	る。そして、それだけでなく、黙殺されかねない被害者の声を拾い、その問題解決に真摯に取り組むことは、職場や社会における多くの問題を解決へと促し、改善は充実した社会構成への手掛かりとなるものと考える。『人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例』が、市民の声を反映し、深く検討され、人権問題への決意を示すものとなり、社会向上へ向けた一つの指針となる条例となることを期待する。	
41	この条例において市議会議員の位置づけはどうなのでしょうか。単に一市民、ですか。	第2条において、市民（在住または在勤者）として位置づけています。
42	条例とは何かを調べてみました。条例とは地方公共団体が制定する法です。つまり市の法律ともいえ、単なる宣言ではないことがわかりました。この視点から素案を読むと、素案は情緒的印象を与え、法としては曖昧さを残していると思います。	条例の実効性については、第8条～第12条においてその方法を規定し、第13条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容については、条例の運用の中で検討してまいります。
43	狛江市の人権条例をつくるからには、“より良いなかみ”にしてください。今後「人権侵害」を取り組む中で、市の努力だけで解決しないことにぶつかった時、国に要望することも含め、粘り強く解決を求めて頂きたい。これから作る条例を大切にして欲しい。	条例の運用にあたり参考にさせていただきます。
44	いい条例を作るために、体裁いい「ことなれ」で行わず、ぜひ狛江市も日本初のすてきな条例作って下さい。	本条例をもって市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちを目指してまいります。
45	平等と言っても平等にならないことは多いと思う。それは仕方ないと思う。しかし、それをお互い尊重し、足りないことはフォローしあっていける世の中のことだと思う。言いたいことは、何でも言っていいとは思わない。我慢している人もいるが、強い人もいる。それをお互い認めて話せる場があればいい。	条例の運用にあたり参考にさせていただきます。

46	人権について考えると真剣に考えとりくむ人と関心のない人との差がとっても大きい。当事者であればより深刻に考えておられる。私は障がいを理由に職場を辞めさせられたことがありましたが、仕方ない、自分の立場を主張しても自分が疲れるだけだと感じました。ごく日常に様々な差別があります。逆に差別する人たちの心のあり方、どうして人を傷つけるのか、立場の強い人たちこそ人権を尊重する学習が必要なのではないかと思いました。	条例の運用にあたり参考にさせていただきます。
47	確かにまず条例は大切で必要と思いますが、それと同時にその条例を基に実行出来る施設や活動の場を作つて欲しいと思います。又、その際の支援はどの位あるのかも知りたいです。	皆さまが活動しやすくなるよう今後の参考にさせていただきます。
48	明治大学寮が設置された影響もあってか、駅周辺にも外国人の姿が以前よりも多く見られるようになり、所作や行動などにも多少の奇抜さを感じるときもあるが、そういう人もいるのだという緩い・広い・温かい気持ちで生活できるような指針になると良い。近隣の住人や子供に挨拶でもしようものなら、下手をすると変人扱いされてしまう可能性を感じながら生活する息苦しい地域にはなってほしくない。	本条例をもつて市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちを目指してまいります。
49	条例案の内容は憲法で規定されており、わざわざ条例を制定する意味はありません。このような無駄な仕事をする職員、議員の余裕があるなら削減の上、住民税を下げて頂きたい。	基本的人権については憲法にも規定されていますが、本条例は泊江市が市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちを目指し、制定するものです。
50	条例案の中に記されている「みんな大切だという心」「やさしいまち」「市民の人権の尊重に関する意識を高める」と言った文言・表現がキーワードと感じられ、「人権を尊重するまちづくり」を目標としている方向性は理解できる。補足出来るなら「ひとづくり」という一	第 10 条～第 12 条に規定しているように様々な形で「ひとづくり」につなげていきます。

	面だろうか。	
51	住民説明会参加しました。前文を含めとても良い条例だと思います。早めの施行を目指して欲しいです。タイムリーなテーマですし。しかし今後は更に罰則規定など盛込むなど、改定が必要だと思います。	基本条例という性格上頻繁に改正するものではありませんが、時代の変化等に応じて内容を見直していく必要があると考えています。
52	細かく限定すると、罰則規定まで決めなくてはならないと思いますので、アバウトで差し障りの無い原案で良いと思います。 このルールを制定しても、教育の現場で実践されないと意味が無いと思います。	条例の運用の中で関係機関と連携していきます。
53	市民の人権を守る大切な条例です。もっと市民意識を引き出し、市民全体のものにしていくための時間をかけての議論が必要なのではないでしょうか。	人権の尊重は時間をかけて取り組むものであると考えています。第 13 条に規定する意識調査等を活用しながら取り組んでまいります。
54	このパブリックコメントの実施時期もとても不親切だと思います。年末年始にかかり、他にも募集されているものもあり、市民にとっては落ち着いて対応することが難しい状況です。今後は日程の設定など再検討して下さい。	御意見として承ります。
55	条例案の説明会の告知をもっと広くなされてはいかがですか？このパブコメもそうですが、知人から聞かなければ気づきませんでした。自分から情報を取りに行く人ばかりでなく、多くの市民に周知すべきです(この条例案に限らず)。説明会の回数も増やしてほしいです。12月という忙しい時期に行われても、都合がつけられません。また、説明会に参加する議員が少なすぎませんか？制定過程を知らずに、あがってきた条例案を議会で決議するのかと思うとずいぶんいい加減だなと思います。議員に直接告知しているのかわかりませんが、していないのであればしっかり告知して、せめて各党 1 議員は参加す	御意見として承ります。周知に関しては、より広く皆さんに知っていただけるよう努めます。

	るよう市から要望は出せないものでしょうか。こんなに大事な条例案の制定過程で少数の方しかお見えにならないのが残念過ぎます。一部の議員の人権についての関心のなさが、市長によるセクハラという重大な人権侵害を野放しにしてきたのだとあらためて実感しました。条例が本当に意義のあるものとなり、市民(市職員も含まれるのですから)を守るものとなるよう再度、よくご検討ください。	
56	市民憲章の一文として「人権を尊重しみんなが生きやすい泊江をつくります」と入れてはどうか。	御意見として承ります。
57	<p>私は、泊江市が策定する人権尊重条例には、以下の点が必要だと考えています。</p> <p>(1) 差別や人権侵害の禁止、その解消を含む生きづらさの解消に市および市民が取り組むことを明確に宣言すること——「禁止宣言」</p> <p>(2) 気軽に安心して相談できる窓口の設置、緊急対応が求められる人権侵害事案への的確な対応(救済)とその実効性の担保(市長セクハラ問題などの経験を踏まえ、行政権力が加害者になり得ることをふまえたものとなることが必要)——「実効性のある対応(救済)」</p> <p>(3) 人権が保障される(差別・人権侵害を生まない、生きづらさの解消に正面から取り組む)地域社会づくりの推進への具体的な体制確立——「地域づくり」</p>	<p>(1) 前文及び第3条において、人権を侵害する行為の禁止を規定しています。</p> <p>(2) 第8条及び第9条に市民等との連携、相談及び救済について規定しています。</p> <p>(3) 第13条に規定する推進会議において議論していく予定です。</p>
58	松原市長は、条例を制定するにあたり、条例制定に至った経緯や内容等について、また条例のイメージについて検討委員のみなさんに思いを語られています。これらが議論され反映されているか、責任を持って確認し、条例を策定して頂くことを求めます。泊江市民として、差別のない泊江市、差別に苦しむ人が救済される条例制定を心から望みます。	本条例をもって市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちを目指してまいります。

59	<p>狛江市には様々な差別があるだけでなく、その被害者が声を上げることができない、できにくい問題が存在します。12月の条例市民説明会で行われたシンポジウムで、聴覚障害のある方が訴えられた「聞こえないというのは、見えない障害。見えないということは、聴覚障害者はいませんということにつながる」という言葉はとても重みがありました。見えない障害であるために「困っていること」「差別されている人」がいないことにされてしまっている狛江の現状を、差別を受けている当事者としてしっかりと発言してくださったこと、それが条例検討委員、事務局職員の皆さんに届いていることを心から願っています。</p> <p>前市長によるセクハラ被害者、狛江市在住の在日コリアン、被差別部落の方々、障害のある方々やいじめやハラスメントに苦しむ方々が、差別を恐れて声を出していないことで、表面的に狛江市には差別が少なく見えている現状があります。情報がなく当たり前の権利が保障されないことを諦める人々、日常的にヘイトスピーチを恐れ外出をためらう人々、net上での差別やヘイトに傷つき苦しんでいる人々が増え続けている現状を、狛江市も条例検討委員会もしっかりと受け止め、差別に苦しむ方々の立場に立って本気で差別を禁止する条例を制定して頂くことを求めます。</p>	<p>第3条においてあらゆる人権を侵害する行為の禁止を規定しています。</p>
60	<p>人権尊重条例の主旨としては、市民が人権を大切にするための啓蒙より、主体として行政が人権を守るために条例であることを主旨とする必要があります。</p> <p>現条例案では、市民の啓蒙・啓発的性格が強いので、人権を守る主体として狛江市が条例文では主語とし、人権侵害の禁止を明確に定めるべきです。</p>	<p>本条例は、狛江市において初めて制定される人権の尊重に関する基本条例となります。そしてこの条例は、罰則をもって悪い物を排除するのではなく、市全体であたたかい気持ちをもって人権の意識を高め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというスタンスに立っています。</p>

	<p>今の日本社会でなぜいじめがなくならないのか？なぜヘイトスピーチが悪化するのか？インターネットで個人攻撃が亡くならないのはなぜか？</p> <p>啓蒙・啓発で人権侵害がなくなるなら、こんな問い合わせも必要なくなりますが、現実はそうではありません。</p> <p>現実に対処する条例が求められています。</p> <p>その上で、根本的な解決のために、教育を大切にする、人を大切にする、過度な競争社会の原理を問い合わせなどを社会に投げかけることによって、人権を大切にする社会になるのだと私は考えます。</p> <p>人権条例はとりあえずの応急処置として、実効性あるものにする必要があると思います。</p>	<p>今回はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきたいと考えています。</p>
--	--	--

条例名称に関する意見		
	意見	回答（案）
61	「差別のない」「多様性を認め」という言葉を条例名に入れてほしい。	<p>本条例は、泊江市において初めて制定される人権の尊重に関する基本条例となることから、差別だけでなく広く人権を尊重するための条例であると考えます。</p> <p>また、多様性を認めた結果、「みんなが生きやすい」泊江になるとを考えます。</p>
62	条例名をわかり易く。「人権を尊重し 差別や偏見のない 泊江をつくる基本条例」とする	<p>本条例は、泊江市において初めて制定される人権の尊重に関する基本条例となることから、差別や偏見だけでなく広く人権を尊重するための条例であると考えます。</p> <p>また、差別や偏見がなくなった結果、泊江がさらに生きやすいまちになるとを考えます。</p>
63	条例名を「いかなる差別も禁止する泊江市人権尊重基本条例」とし	この条例は、罰則をもって悪い物を排除するのではなく

	<p>てください。</p> <p>条例は自治体の法律です。「みんなが生きやすい狛江」という曖昧な表現ではなく、見ただけで誰もが安心する、わかりやすい条例名であって欲しいと思います。「みんなが生きやすい狛江」の「みんな」から排除され、差別されている人々の存在があり、差別が容認されている現状があるからこそ狛江市は条例を制定することになりました。差別をなくすために「いかなる差別も禁止する」としてください。</p>	<p>く、市全体であたたかい気持ちをもって人権の意識を高め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというスタンスに立っていることから、前向きな表現で記載しています。</p>
--	---	--

前文に関する意見		
	意見	回答（案）
64	<p>前文のイソップ童話について、冷たい風を強く吹きかける北風という表現は印象操作であり、読み手が差別や人権侵害を指摘することが冷たい風であると受け取る可能性があるのでは。</p>	<p>一般的に条例は、難しく、読みづらいものであるため、前文では子どもから大人まで誰にでも読みやすいものをを目指して作成しました。また、罰則規定をもって人権侵害をなくしていくのではなく、北風と太陽の“太陽”的ように狛江市の空気を変えていきたいということから端を発し、イソップ童話の引用に至りました。</p> <p>みんながあたたかい気持ちをもってより良いまちづくりをしていこうという趣旨を伝えるため、その象徴として記載したものです。</p> <p>しかし、パブリックコメントの御意見を受け、読み手によって様々な解釈があり、上記の趣旨が伝わりにくいことから、イソップ童話の一文を削除しました。</p> <p>そして、あたたかい気持ちをもってまちづくりをしていくという市のスタンスがより伝わるよう、文章の順序を入れ替えました。</p>

65	前文のイソップ童話に違和感を持った。人権問題に興味を持ったのは、前市長のセクハラ問題がきっかけである。当事者の方が被害を告白するのも困難であり、名乗り出てからも批判があった。思いやりやあたたかさでは解決できない問題だと感じた。自分が自分らしくいたいというのは根本的なことであり、それが当たり前として通らなかつた事実があつた。	64番の回答を御参照ください。
66	前文において、市民憲章のような形であればイソップ童話も良いが、条例は強制力のある法律の一種であることから、条例を作るにあたつた立法事実を明確に入れた方が良い。	64番の回答を御参照ください。
67	イソップ童話で北風が悪者になるというのはわからない。	64番の回答を御参照ください。
68	イソップ童話は、旅人が望むことをやろうとして行われた行為でなく、それが思いやりの例のように載せられるのは反対である。人に対する思いやり、みんなが違ってみんなが大切という心の例ではない。	64番の回答を御参照ください。
69	北風と太陽の件からは、おかしいことを指摘してはいけないと読み取れる。傷ついた人はあたたかい気持ちでいる余裕はない。前市長の問題あっての条例なので、内容を再検討いただきたい。	64番の回答を御参照ください。
70	前文のイソップ童話は削除してほしい。また、セクハラ市長に対処できなかつた柏江市役所だからこそ厳格な文章が適切である。実際にあつたことの反省から文章を作つてほしい。	64番の回答を御参照ください。
71	イソップ童話「冷たい風を強く旅人に吹きかける北風」から、差別を受けた側が抗議をすることが冷たい風となぞらえられる誤解が生じる。自分に降りかかった差別や侵害を抗議することが冷たい風という印象を持たれる前文は良くない。この件は削除すべき。	64番の回答を御参照ください。
72	前文イソップは消すべし。	64番の回答を御参照ください。

73	前文への立法事実の明記が必要であり、「北風と太陽」のいつわは削除していただきたい	64番の回答を御参照ください。
74	<p>4行目イソップ童話の「北風と太陽…」から8行目「思いをはぐくんでいきましょう。」までの全文を削除する。</p> <p>泊江市の基本条例となる法律前文に、後世の人たちがいろいろな解釈をつけながら教訓化していった寓話の引用はまったく不要である。また、「このお話のように…育んでいきましょう。」までは啓発では差別はなくならないし、救済もできないので削除すべき。それは前高橋市長のセクハラ問題でいやというほど見せつけられたはずであるのに、また同じ轍を踏もうとしていることに気が付かなければならぬ。人権侵害は罪であり、禁止されなければならない。</p>	64番の回答を御参照ください。
75	<p>前文のイソップの話はこの条例の趣旨からはずれた見当違いの話です。</p> <p>これが正しいと考えているのなら、この条例そのものが無意味です。</p> <p>人権というのは人としての尊厳に関わる権利であり、もし侵害されたときには正当に救済され、回復されるべきものです。ほんわかムードでごまかして済ませてはいけません。立案者の皆様もう一度厳しい目で読み直してみて下さい。</p>	64番の回答を御参照ください。
76	イソップ童話の引用はいらないと思います。なぜなら人権とは単に思いやりやあたたかい気持、優しさだけないからです。人権とは何か、人権についての世界的見識とは何かを明らかにし、それに基づくことが大切と考えます。そのためには、以上について規定している日本国憲法、国際人権諸条約など根拠となる法令の理念を市でも実現するものであることを明記すべきと考えます。	64番の回答を御参照ください。

77	<p>前文のイソップ童話の例えについて、人権基本条例の趣旨にそぐわないのではないでしょか？</p> <p>理由は、「北風と太陽」の話は両者の力比べの勝負の話であるということ、また違和感を感じこの童話について調べたところ、以下のような教訓が挙げられています。</p> <p>「着実な方法を選択したほうが成果が生まれやすい」「その場に応じて、柔軟な対応をする必要がある」などです。</p> <p>人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切という文脈とは異なる感じます。</p>	64番の回答を御参照ください。
78	前文のおとぎ話はいらない。	64番の回答を御参照ください。
79	条例によれば「太陽と北風」を例に、「あたたかい気持ちで、人権に対する思いを育む」ことが目的のようです。このような一般的な表現では、人権侵害が起きている現状で人権を守ることができるとは思えません。無意味な条例になることを恐れます。（「太陽と北風」の寓話がなぜ人権と関わるのか私には理解できません。）	64番の回答を御参照ください。
80	<p>イソップ童話を持ち出すことにより、人権条例の趣旨を、かえってわかりづらいものにしている。削除すべきだと考えます。</p> <p>前市長のセクハラ問題で、市政への信頼が失墜したが、信頼回復の努力がなされたのか？その点に触れられていない。この条例を持つに至った柏江独自の問題を、柏江として教訓にするために、前文に触れておくべきだと希望します。</p> <p>この問題を抜きにしない態度こそ、将来ほこれる条例となり、賞賛される日が来ると思います。</p>	64番の回答を御参照ください。
81	日本国憲法ではなく国連憲章を頭に置くべきである。イソップ童話は太陽が上から目線であたためてあげた話であり、ブレーメンの音楽	64番の回答を御参照ください。

	隊にしてほしかった。人権を扱うのであれば丁寧に扱わなければならない。市を変えるにはすみずみまで啓発、広報すべきである。	
82	<p>「あたたかい気持ちで過ごすことができるよう…思いを育んでいましょう」は、市役所トップが役所内で起こしたセクハラに対処できず、市民が怒り、マスコミであれだけ報道され、狛江を貶めた、現実に起こった事件に比較して、生温い表現。条例作成のキッカケとなった市長セクハラ事件の対策と言えない。</p> <p>特に4行目の「イソップ…このお話のように」は人権侵害を推奨しかねない例え話として不適当、削除すべき。</p>	64番の回答を御参照ください。
83	思いやり、暖かい…etc の情緒的な言葉で、何を問題にしているのかわかりません。人権を心のあり様の問題と捉えるなら、条例はいません。イソップ童話は全く的外れです。	64番の回答を御参照ください。
84	<p>前文にあるイソップ童話の引用は削除すべき。</p> <p>＜理由＞童話とは多様な解釈ができることが目的につくられている寓話である。一方、狛江市が定める今回の本条例は狛江市の議会答弁（12月5日）にもあったように、立法の効果を求め、法律に準じるもの。法律文章にはできるだけ解釈の余地がないことが必要とされる。従って、解釈が多様な寓話を、解釈の幅が極力ないよう定めるべき条例文に挿入することは、本質的な矛盾が生じる。</p> <p>子どもたちにわかりやすい条例文が必要なら、本条例は正当に法律に準じる格式で作成し、それとは別に、子ども用のわかりやすい表現の条例文を別に作成することで解決する。</p>	64番の回答を御参照ください。
85	「前文」にある「北風と太陽」の教訓は、「(3)『地域づくり』」の対応としては、その教訓=「冷たく厳しい態度で人を動かそうとしても、かえって人は頑なになるが、暖かく優しい言葉を掛けたり、態度	64番の回答を御参照ください。

	<p>を示すことによって初めて人は自分から行動してくれる」（複数のインターネットサイトなどでの説明の要約）として大切なことだと考えますが、狛江で生じた重大な人権侵害事件である前市長セクハラ問題に正面から向き合う姿勢が明確でないもとでは、「実効性のある対応（救済）」を回避し、一般的な「啓蒙や教育」による呼びかけに解消した実効性のない条例となる都の懸念や意図的にそれをめざしているのではないかとの誤解を生みかねません。条例文としては、人によって解釈が異なるたとえ話を本文に盛り込むことは適切ではありませんし、条例は呼びかけによる「地域づくり」だけをすすめるものではなく、「実効性のある対応（救済）」に本気で取り組むための基本条例であることが明確になるよう、「前文」についてさらに議論し、工夫する必要があると考えます。</p>	
86	<p>狛江らしく、絆の強いまち、顔の見える小さなまちと説明があったが、この言い方は印象操作である。前市長問題という恥ずべき狛江市なので、この認識を改めなければ条例は生きてこない。</p>	<p>顔の見える小さなまちであることは狛江らしさであると考えています。</p>
87	<p>「前文」について、ここでは、条例が制定される根拠を明示されることが求められていると思います。条例に先行する「狛江市人権都市宣言」というべきものがあればいいのですが、条例を支える道徳的根拠、法的な根拠をあげる必要があると思います。</p> <p>①日本国憲法については条文を明記すべきです。 〔基本的人権〕</p> <p>第十一條 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。</p> <p>②「狛江市人権都市宣言」はありませんが、「狛江市民憲章」</p>	<p>①本条例は誰にでも読みやすい文を心がけており、平易な表現に言い換えています。</p> <p>②「助け合い、連帯のあるまち」は、前文に含まれているものと考えます。</p> <p>③本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。</p> <p>④64番の回答を御参照ください。</p> <p>⑤市域が狭く、コンパクトであることは狛江市の強みであるととらえており、それをわかりやすく表現していま</p>

	<p>1．互いに信じ、助けあい、連帯のあるまちをつくります。</p> <p>を目標として書き込んでもいいのではないでしょうか。</p> <p>③制定根拠として、前市長のパワハラ・セクハラ問題は、避けて通りないと思います。</p> <p>日本国憲法では前文において「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」とあります。</p> <p>「市（市長）の行為によって再びパワハラ・セクハラの被害が起こることのないようにすることを決意」が明らかにされるべきだと思います。</p> <p>④人権侵害を指摘し、是正や反省を求めるすることは「冷たい風を強く旅人に吹きかける」ことでしょうか？適切な引用ではないと思います。また寓話を使うのは条例には、適切ではないと思います。「北風と太陽」のパラグラフは削除すべきです。</p> <p>⑤狛江市は東京都では人口が少ない市ですが、8万の人口を持ち、増加を続けています。「お互いの顔が見える小さなまち」といえないと思います。ネット社会において、近隣諸国との平和を危険にさらすようなヘイトスピーチが横行する状況は、市境で止められるものではありません。この認識は改められるべきだと思います。このパラグラフは削除すべきです。</p>	<p>す。</p>
88	<p>前文にセクハラ・パワハラ事件を盛り込み、その反省をふまえ、再発防止策を講じたと明記してください。</p>	<p>本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。</p> <p>また、市役所内における再発防止策として、議員提案により「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定、平成30年11月1日から施行しています。この中</p>

		で、外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置する等、内部のハラスメント対策を実施しています。
89	高橋氏のセクハラ問題等、人権差別の事実を前文に入れ、そのための人権差別防止、差別禁止の条例であることを明記する。	<p>本条例は市全体の今後に関することであり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。</p> <p>また、市役所内における再発防止策として、議員提案により「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定、平成30年11月1日から施行しています。この中で、外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置する等、内部のハラスメント対策を実施しています。</p>
90	<p>狛江市前期基本計画（素案）においては、まちの姿として人権が尊重され、市民が主役となる待ち、そして平和の希求、人権の尊重とあります。その通りと思います。そしてこれに国民主権が加われば、私達の基本である日本国憲法の3本柱と一致します。ここからの方向づけが素晴らしいと思います。</p> <p>しかし前文にあるイソップ童話の例は、大変はきちがえた内容です。これは、主に子どもたちに向けた人への思いやり、暖かさがどれ程相手の人権を大切にすることになるかという例え話で、今回わざわざこれをとりあげることで、課題をあいまいにし、混乱させてしまうのではないかと危惧します。</p> <p>寧ろ現在の狛江市としては過去数年の間におきた元市長による職員へのセクハラ問題をどう考え、そこから何を学び、真に人権を尊重する市にしていくかを市、市民、各専門家等で忌憚なく協議し、子どもたちに誇れる条例にする努力が大切と思われます。市の職員、市民、みまもる子どもたちの為にも、これはさけてはいけない課題だと思わ</p>	<p>前文については、64番の回答を御参照ください。</p> <p>本条例は市全体の今後に関することであり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。</p>

	れます。ここをのりこえて「人権を尊重し、みんなが生きやすい泊江をつくる基本条例」を是非つくりましょう。	
91	「平和なまち」を「安心して暮らせるまち」へ変更。平和だと平和宣言、戦争と平和を想起させるので。	「安心して暮らせるまち」はより身近に感じられる表現であるため、「安心して暮らせる平和なまち」に修正します。
92	<p>9～10 行目「このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。」の部分は泊江市には確実に立法事実があるにもかかわらず、泊江市案はそれをうやむやにしている。その点を下記のように是正を求める。</p> <p>「泊江市にはハラスメント（パワハラ、セクハラなど）、障害者差別、いじめ、虐待、DV、セクシュアル・マイノリティへの偏見などの人権侵害（立法事実）があるので本条例を制定する。」と明文化すべきである。</p>	本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。
93	<p>10～12 行目「私達は、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。」の部分はこのような宣言では人権侵害はなくせない。まず以下のように法的根拠に基づいて言い換えるべきだと考える。</p> <p>「泊江市は地方公共団体として憲法、国際人権諸条約、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法、部落差別解消法（差別解消三法）などにおける理念を泊江でも実現させ、差別の解消を行うためにこの条例を制定します。」と前文で明文化すべきだと考える。人権の概念は世界共通であり、泊江市の独自性を出す必要はなく、出すべきではない。</p>	<p>一般的に条例は、難しく、読みづらいものであるため、前文では子どもから大人まで誰にでも読みやすいものを目指して作成しました。</p> <p>また、差別解消三法については、それに基づいたものではありませんが、その趣旨を踏まえた内容になっていると考えています。</p>
94	前文については、順序として条例の最初に読むものであり、また全体を統括する概要説明と認識している。そのため、前文は、条例全体	一般的に条例は、難しく、読みづらいものであるため、前文では子どもから大人まで誰にでも読みやすいもの

	<p>の印象を左右するものと考える。</p> <p>拝読した率直な感想として、「市の条例でなぜこのような、お子様向けの言葉表現になるか?」という疑問を持った。市長の公約である「日本一やさしいまち・狛江」をコンセプトに、委員会の皆さんのが検討を重ねられたことを鑑みると、意見のはるかに恐縮だが。</p> <p>人権を考え、人権を守ろうとすること、または人権を害されるということの重きを、認識していないのでは、といった誤解を印象付ける可能性を感じた。</p> <p>また、その前文が、いかようにも解釈出来得るような具体性に欠ける曖昧な表現に留まるということに、条例が示す内容の主張をぼかしてしまう懸念があると考える。</p> <p>そのため、現状のままでは不安が残る。前文は、それ以下の条例本文で示しきれない事柄の、軸となる姿勢を示すものである表現も必要であると考える。</p> <p>せっかく「日本国憲法で定められています」と述べているのだから、憲法前文から引用記載する文面があっても良いかと考える。他、国立市の条例のような、社会が抱えている問題点と、人権を守るとはどういうことかをはっきりと明記する前文であって欲しいと考える。</p>	<p>を目指して作成しました。</p> <p>また、人権を守るということについては、前文にて定めています。</p>
95	<p>条例案前文が人権に関するものではなく、思いやり推奨の文章になっています。人権とは、思いやりなどという抽象的な言葉で表現されたり、人の気分次第でどうこうされたりするものではなく、誰にでもあり、誰もが守り守られるべき権利です。「北風と太陽」の例え話はとてもずれており、この条例案をよしとされた方たちが人権を理解しているとはとても思えませんでした。第1回の説明会で市長が挨拶に立ち、自転車で転んだお母さんを誰も助けてくれなかつたという子ど</p>	<p>世界人権宣言の趣旨を踏まえ、狛江らしい条例とした。</p>

	<p>もの話を例に、「狛江を思いやりある街に」というお話しをされました。それもまた条例案前文と同じように人権とは異なる種類の話でした。その時も、人権と思いやりを混同し、きちんと理解していないのかと思われる市長が、説明会で人権について基調講演される講師の話を聞かずになぜ退出したのかを不思議に思っていましたが、未だ市としても人権への理解が深まっていないのかと、とても残念な思いです。また、「日本国憲法」に触れられていますが、国連の「世界人権宣言」にも触れられてはいかがでしょうか？私の解釈違いかもしれません、日本国憲法は「国民」が対象となっています。しかし、外国籍のまま日本で働く狛江市民もいることを考えたら、グローバルな提言をする世界人権宣言にも触れていた方がいいように感じます。</p>	
96	前文に日本国憲法のもと、近年の差別解消法制定（障害者差別解消法など）の流れを受け、狛江でも差別解消に取り組むとうたってください。	第3条において、人権を侵害する行為としての差別を禁止しています。
97	前文に、今もなお障害、性別、国籍…などを理由とした不当な差別や暴力などの人権侵害が存在し、日常生活の脅威となっていること、被害当事者が声をあげづらい状況にあることを盛り込み、狛江でも人権を尊重し、多様性を認め合うまちの実現をめざすとうたってください。	個別の人権を侵害する行為については第3条に規定しています。
98	3行目人権が守られるためには、に続いて（個人の多様性を認め）を加える。6行目から12行目までは削除。	多様性については、前文2段落目「みんな違ってみんな大切」という表現で言い表していると考えます。
99	<p>イソップ物語の寓話には様々な解釈があります。</p> <p>前文として取り上げるものは、誰もが理解できる、誤解を与えない表現、例示を用いるべきです。</p> <p>前文には、日本が締約国となっている「人種差別撤廃条約」「女性</p>	<p>イソップ童話については、64番の回答を御参照ください。</p> <p>また、挙げられている各条約、法律については、それらに基づいたものではありませんが、その趣旨を踏まえ</p>

	<p>「差別撤廃条約」「子どもの権利条約」の差別禁止義務と、国内法である「障害者差別解消法」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を法的根拠として明示してください。</p>	<p>た内容になっていると考えています。</p>
100	<p>立法事実として、セクシャルハラスメント、差別、いじめ、インターネット上での人権侵害など、泊江市内に人権侵害行為があることを示す。</p> <p>＜理由＞条例を策定する動機を明確にするために、立法事実の記載は必要。「自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。」では事実があるという表現として弱く、主観的に侵害を感じる人がいるだけとも解釈できる。事実として人権侵害行為があると明記し、その立法事実が改善されなければ、条例の運用事項を改めるなど修正、改正する際の根拠とすることができます。</p>	<p>本条例は市全体の今後のことであり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。</p> <p>また、第3条において人権を侵害する行為の禁止を規定しています。</p>
101	<p>憲法、国際人権諸条約、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法、部落差別解消法（差別解消三法）などにおける理念を泊江でも実現させることを示す。</p> <p>＜理由＞これらは人権条例の上位にある法規範であり、地方自治体がこれを実行する責務として、条例を定めるものであることを明らかにすることが必要であるから。</p>	<p>挙げられている各条約、法律については、それらに基づいたものではありませんが、その趣旨を踏まえた内容になっていると考えています。</p>
102	<p>この条例制定理由の1つが、前市長のセクシャルハラスメント・パワーハラスメントで被害を受けた市民の声が上がったことによる、と現市長も公言しているのだから、前文に立法事実としてこのことを触れないのは、むしろ不自然。</p> <p>3段落目 「泊江市は、お互いの顔が見える小さなまちです。」の後に「このまちで、権力によって人権が侵害され、市民が傷つくこと</p>	<p>本条例は市全体の今後のことであり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。</p>

	が起り、条例をつくることが決まりました。」などの一文を入れる方が、現市長と市政への信頼に繋がる。	
103	<p>条例をつくることになった経緯、立法事実を明記してほしいと思います。</p> <p>第2回検討委員会で市長が提案し、説明会でも2つの経緯を説明していました。1つは基本計画では人権を尊重し平和な柏江市の実現」をうたっているが人権全般についての条例がないこと。2つには前市長のセクハラ問題で市政への信頼が大きく揺らいだことから二度とハラスメントを起こさないためということだったのではないかでしょうか。「前市長のセクハラ問題」について、市長自身も語っていたにもかかわらず、この立法事実が明確になっていません。前市長の問題や教訓、再発防止策が明確になっていません。ぜひ入れていただきたいと思います。</p>	本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判断しました。
104	<p>イソップ童話の引用は人権を真に守る立場からは、あまりふさわしくないと思います。</p> <p>特に「このお話のように、人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切だ」ということは、一般的には「人に対する思いやり」が大事なことですが、人権を侵害した人に対しても温かく接すれば態度が改められるんだというようにとらえられ、結果的には人権侵害を容認することに繋がると思います。人権とは人としての尊厳に関わる権利です。人権が侵害されたなら救済し、人権を回復させることが重要で、思いやりだけでは解決しないと思います。</p>	<p>イソップ童話については、64番の回答を御参照ください。</p> <p>また、条例の実効性については、第8条～第12条においてその方法を規定し、第13条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容については、条例の運用の中で検討してまいります。</p>
105	<p>立法事実として、実際に差別などの人権侵害があることなどを明記することが必要だと思います。</p> <p>国立市の人権条例の前文には、国においての人権や平和に関する法</p>	立法事実については、前文2段落目に記載しております。

	<p>整備の取り組み、人権の定義、国立市の考えを示しその上で、様々な差別や人権侵害が存在することから国立市と市民は「人権侵害を許さない」という強い意志と、一人ひとりが当事者として主体的に行動し、人権を尊重することによって平和なまちを実現することを目指すとうたっています。</p>	
106	<p>通常こうした条例の前文には、「なぜこの条例をつくるに至ったか、なぜこの条例が必要なのか」など、いわば立法事実というべき記述が必要だと考えますが、この狛江の条例案には明確な記述が見当たらぬいと思います。まずそれを明確にすべきと思います。</p> <p>イソップ童話の「北風と太陽」の例は、差別者を処罰しないで、差別者にあたたかく接し、態度を改めさせるという思想の表れではないかと危惧します。人種差別撤廃条約など国際人権法上では、差別禁止を明確に求めています。この義務に真っ向から反すると受け取られるような記述は削除すべきです。</p> <p>「このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。私たちは、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。」との記述がありますが、認識が非常に甘いと思います。人権侵害を「決して許さない」と宣言するだけでは差別はなくならないのではないでしょうか。人権とは人としての尊厳にかかる権利であり、侵害されたら救済し、人権を回復させなければならぬ問題です。また、「侵害されたと感じて」いる問題でもありません。事実の問題として狛江でも人権侵害が現にある問題です。例えば在日韓国人の方は、差別や偏見にさらされることを恐れ、自分の本名を明かすこと、出自を明らかにすることを躊躇している方もいます。現に</p>	<p>立法事実については、前文2段落目に記載しております。</p> <p>イソップ童話については、64番の回答を御参照ください。</p> <p>国立市や川崎市では、それぞれの市の状況や考えに基づき条例を制定しています。狛江市においては、その特性を踏まえて狛江らしい条例を作成しています。</p>

<p>お隣の川崎市では、ヘイトスピーチを行うデモが止まらず、面と向かって、「在日韓国人は死ね」と罵声を浴びせられ、ただ出身国の差で存在を全否定されているのを見ても、ただ温かい気持ちや宣言で解消できるような甘い問題ではなく、「人権侵害は禁止」という強い意志と態度が必要だと思うのです。</p> <p>国立市の人権条例では前文に、国においての人権や平和に関する法整備の取り組み、人権の定義、国立市の考えを示し、その上で、尚様々な差別や人権侵害が存在することから国立市と市民は「人権侵害を許さない」という強い意志と、一人一人が当事者として主体的に行動し、人権と平和のまちづくりを目指すとうたっています。狛江市の人権条例検討委員会でも、この国立市の人権条例を学習したと思います。ぜひ国立市や川崎市の条例に学んで、こうした立場で前文を抜本的に書き直してほしいと思います。</p>	
--	--

第1条（目的）に関する意見		
	意見	回答（案）
107	1条は、条例制定の意義を説明する部分であり、前文につづき、条例が示す内容及び条例制定が表す市政の在り方を、示す部分であると考える。人権を守るために市政がどう取り組むのかを示し、市民と共にどう在ろうとするのかの、決意を示す部分であると考える。より決意を感じる文面になるよう期待する。	決意については前文に記載しています。

第2条（定義）に関する意見		
	意見	回答（案）
108	第2条の定義に差別を入れるべき。	第3条に規定する人権を侵害する行為の禁止の定義

		については、別途解説にて記載します。
109	第2条の内容は補足説明で良いのではと思われます。	定義については、条例上必要な規定と考えます。

第3条（人権を侵害する行為の禁止）に関する意見

	意見	回答（案）
110	第3条は柏江市がヘイトスピーチを禁止するという理解で良いか。	ヘイトスピーチは出身、人種、国籍等を理由とする人権を侵害する行為の禁止にあたると考えられます。
111	第3条を短い文に。（→中程の部分は4条へ移動、挿入） 「何人も、差別、いじめ、…等の人権を侵害する行為をしてはならない。」で切る。 「家庭、職場…場面において」「年齢、障がい…理由の有無にかかわらず」は、4条「市民一人ひとりは、_____個人として尊重され…」（下線部分）へ挿入。	第3条は、あらゆる場所及び場面において、理由の有無にかかわらず、あらゆる人権を侵害する行為の禁止について伝えるため、このような表現にしています。
112	非常に乱暴に一つにまとめた感じがする。 原文のままだと市民は人権侵害理由とされる羅列事例は、具体的にどのようなことが後述の人権侵害となり、禁止すべき行為なのか理解できない。以下の人権を侵害する行為の禁止事例に対し一つ一つの定義をきちんとつけるべきである。「差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害等」の「等」に関しても考えられる内容と定義をつけてほしい。	第3条に規定する人権を侵害する行為の禁止の定義については、別途解説にて記載します。
113	具体的な文言で人権についての説明があり、またこれを侵害することを禁止する、と明記された非常に重要な条項と考える。禁止条項を掲げることは、差別を生まないための啓発周知の意味を果たし、また生じてしまった差別において迅速な対処を可能にするものと考える。	第3条は、あらゆる場所及び場面において、理由の有無にかかわらず、あらゆる人権を侵害する行為を禁止しています。

	不足している文言がないか、追加文言を制定まで深く検討されることを期待する。	
114	<p>項目が禁止条項であることを示す、明確な表記が追記されることを求める。</p> <p>この禁止条項が、漠然とした印象にならないため、また差別を撤廃・阻止する実効性を持たせるために、それぞれ禁止すべき行為を別建てる項目とすることも有効であると考えます。</p> <p>その際、現案の人権を侵害する行為の禁止をする場面「家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所」という表記については削除せず引き続き、記載することも重要と考えます。</p> <p>更に、禁止する項目のハラスメントの部分に、レイシャル・ハラスメントを追記することを求める。</p>	<p>第3条の見出しに「禁止」と明記しています。</p> <p>また、レイシャル・ハラスメントについては、人種を理由とする人権を侵害する行為の禁止にあたると考えられます。</p>
115	第3条には人権を侵害する行為として、侵害されるかもしれない対象を挙げています。性的指向についても書かれていますが、ここに明記する以上、パートナーシップ宣誓制度を設けるよう同時に動き始めなければ、条例施行と同時に市が条例違反をしていることになると思います。これだけ全国の自治体で導入が進むパートナーシップ宣誓制度を、渋谷や世田谷などお手本が近くにある狛江市で未だ導入していないことに驚きますが、市民として先進的な市であることを期待します。すでに検討されているのであればご容赦ください。	御意見として今後の参考にさせていただきます。
116	第3条「人権を侵害する行為」については、定義を実際に起きた事例に基づいて改定されるべきで、そのための恒常的機関が設置されるべきです。第13条の「推進会議」にその機能を持たせるか、別に機関をつくるようにすべきです。	第13条に規定する推進会議では、人権施策の評価、意識調査、人権に関する課題の発見、情報収集等を行います。条例の改正についても必要に応じて検討いただきます。
117	第3条では、差別や暴力の定義を述べ、その禁止をうたってください	第3条では、あらゆる場所及び場面において、理由の

	<p>い。</p> <p>差別；例えば人種等に基づくあらゆる区別、排除または制限、政治的、経済的、社会的、文化的などの公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を享有、行使することを妨げる、又は害する目的又は効果を有するもの</p> <p>暴力；例えば身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動</p> <p>セクハラ、パワハラ等は以上に含まれると思いますが、列挙するなら、定義を入れてください。</p>	<p>有無にかかわらず、あらゆる人権を侵害する行為の禁止を明記しており、暴力についても含まれるものと考えています。</p>
118	<p>第3条に列記している人権の一つとして、「子どもの人権」を入れるべきである。「子ども」とは単なる年齢の概念ではなく、個人の人格形成の基礎となる特別な時期であり、また、発達途上で守られる権利を有するものである。昨今は、しつけと称して子どもの命が奪われる虐待事件が後を絶たず、虐待を絶対に防ぐための対策を市としてとることを明らかにするためにも、人権条例に「子どもの人権」を明記する必要がある。</p>	<p>子どもの人権については、家庭における人権を侵害する行為、年齢を理由とする人権を侵害する行為、虐待が人権を侵害する行為であることを規定しているため、条例案第3条に含まれていると考えています。</p>
119	<p>差別、いじめ、セクシュアル・ハラスメントなどを列挙し「人権を侵害する行為をしてはならない」としていますが、これでは具体的に何をしていけないのかがわかりません。「セクシャル・ハラスメント」「いじめ」「差別」など、一項目づつわけて、それぞれ定義をおくべきだと思います。具体的に何が差別なのかを明らかにすることが重要であり、しっかり規定しておかないと、あいまいになってしまうと思います。</p>	<p>第3条では、あらゆる場所及び場面において、理由の有無にかかわらず、あらゆる人権を侵害する行為の禁止を明記しています。ここに列挙した各理由または行為に関する定義等については、別途解説にて記載する予定です。</p>

第5条（市の責務）に関する意見		
	意見	回答（案）
120	第5条に基本計画がなければ絵に描いた餅と言われるのではないか。	第5条に規定しているように、本条例が施行された後には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗を見していくことが第一歩であると考えています。
121	前文案においても法的根拠に基づき理念の実現に責務を負っているはずの柏江市は自治体としての責務を市民に転嫁しているように思えたが、第5条の「市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。」に関しても柏江市には人権尊重のためのこの条例に基づいてたてられるべき方針や人権尊重施策推進計画策定のことに何ら触れずして、どうやって進捗など管理するのか。全く市の責任内容が伴っていない条文である。総合的に推進できるよう方針、計画策定、市民への報告義務のことなどを付加すべきである。	第5条に規定しているように、本条例が施行された後には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗を見ていくことが第一歩であると考えています。
122	第5条（市の責務）では、人権・平和のまちづくりの総合的な推進をはかるため、基本方針及び推進計画策定、進捗状況報告の義務を明記してください。	第5条に規定しているように、本条例が施行された後には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗を見ていくことが第一歩であると考えています。
123	第5条の末尾、具体的にどうしてくれるのか分からぬ。	個別の施策の中で対応していくものと考えます。条例の実効性については、第8条～第12条においてその方法を規定し、第13条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容について

		は、条例の運用の中で検討してまいります。
124	「市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進する」とあり、これから素晴らしい市政になると期待を持たせて嬉しいが、何をどうやるのか?具体的になってないのが問題です。市民に知らせてください。市民に聞いてください。	個別の施策の中で対応していくものと考えます。条例の実効性については、第8条~第12条においてその方法を規定し、第13条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容については、条例の運用の中で検討してまいります。
125	5条・6条での、市と市民の役割が明確でない。	別途解説にて記載します。
126	市長が責任を持つことは当然ですが、市長に事故があった場合実際の作業がストップしかねません。従って二次的責任を持つ人を明記しておいて頂きたい。	本条例に限らず、市町村長が欠けたときは副市町村長がその職務を代行すると地方自治法で規定されています。
127	<p>「市は、市長による主体的かつ～施策を総合的に推進しなければならない。」とする文面は、重要で必要なものではあるが、これだけでは、狛江市においての条例として不足と感じる。この条例制定にあたる立法事実とも考えられる、前市長のセクハラ問題を考えると、市政の長である立場の人間が加害者となった際、市長自ら解決に向けて迅速な対応ができるか、職員が権力への忖度なしに判断し行動がとれるかどうかという点で、非常に不安が残る。(当該の問題は、被害者が声を上げてから半年間、対策もなく放置されたのではなかったか)</p> <p>そのため、解決へ向けて真摯に迅速に取り組むことを市長の使命とする旨の明記と、別途などで宣言文を定めること、市長に任命される際に宣言書に署名をするなどを、追記文として明記を求める。</p>	第5条において「市長による主体的かつ率先した指揮の下」と規定しています。相談及び救済については、第9条にて規定しています。
128	「市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進」することを高く評価します。	本条例の目的である「市民一人ひとりが個人として尊重され、差別や偏見のない、誰もがより生きやすい平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまち」の実現に向けて取り組んでまいります。

129	<p>市の責務に関して、「施策を総合的に推進」では市の具体的な内容がわかりにくいので、方針、計画策定、報告という流れを明記する必要がある。その際、人権侵害行為の実態調査が行われていないので、今後、調査や情報収集などを行うことも明記する。</p> <p><理由>人権を守るために具体的に実効性を持つ主体は自治体行政であるから。条例の動機となる立法事実を把握することが市の責務として認識される必要があることから、調査や情報収集を行うことも明記する。</p>	<p>第5条に規定しているように、本条例が施行された後には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗を見ていくことが第一歩であると考えています。</p> <p>実態調査については、まずは第13条で設置している泊江市人権尊重推進会議において、人権施策の評価、意識調査などを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することなると考えます。</p>
130	<p>市の責務が具体的でなく、何をやるのか明確になっていません。方針・計画の策定義務、報告義務などを明記してほしいです。</p>	<p>第5条に規定しているように、本条例が施行された後には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗を見ていくことが第一歩であると考えています。</p> <p>実態調査については、まずは第13条で設置している泊江市人権尊重推進会議において、人権施策の評価、意識調査などを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することなると考えます。</p>
131	<p>「市の責務」として「施策を総合的に推進する」としか書かれていません。具体的な事業が全く見えません。少なくとも、方針や計画の策定、報告を義務付けることが必要だと思います。また、第6条によ</p>	<p>第5条に規定しているように、本条例が施行された後には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に</p>

	り市民にも協力を求めていますが、人権を守ることは公的機関の仕事です。市民への協力は、「協力するよう努める」くらいでよいのではないでしょうか。	関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗を見ていくことが第一歩であると考えています。
132	個人と団体に対して責務という表現を使っているが、市は推進する責務はあるが、人権を尊重するという責務が入っていない。これではまた上位者による事件が起こってもこの条例では非難できない。	市が個人の人権を尊重するという考えは第5条に盛り込んでありますが、御意見を受けよりわかりやすい表現に修正します。
133	第6条における市民の責務で「お互いの権利を守らなければならぬ」とありますが、第5条の市の責務には「市民の権利を守らなければならぬ」というような文言がありません。泊江市では、前市長によるセクハラがあり（刑事事件になるべき猥褻行為もありましたが）、それを擁護する議員や沈黙する職員らの中で、被害女性たちの人権が守られるどころか踏みにじられてきました。最後まで謝らなかつた市長に、何の処罰もなく去られ、退職金という税金を持ち逃げされたのが私たち泊江市民です。そのような苦い事例をもつ泊江市として、市の責務に関してだけは、もっと強い言葉と罰則をもって宣言してほしいと思います。人権侵害は、強い立場から弱い立場に向かって起きやすいということを踏まえた上で、今一度真剣に考えてもらいたいです。私の知人は以前、市の職員に理不尽かつ見当違いな理由で恫喝まがいの叱責を受けたことがあります。管理職の男性職員から肩書きのない一般の女性市民に、です。他の女性や未成年男性からも同様のことを見たことがあるので、市役所では一部それが常態化しているのかと感じています。男性市長から女性職員・議員に向けられたセクハラないし猥褻行為と同じ構造で、女性や若輩者を軽んじるが故に起きたことでしょう。多くの職員の方は誠実に働く市役所という安全なはずの場所で、そのような恫喝的行為やセクハラないし猥褻行為が行わ	市が個人の人権を尊重するという考えは第5条に盛り込んでありますが、御意見を受けよりわかりやすい表現に修正します。

	れることが「あり得るの」ではなく、「あった」ことを忘れずに、しっかりした条例を作つてほしいと思います。「市」にこそ、市民のお手本となる厳しい条例を作るべきです。	
--	--	--

第6条（市民の責務）に関する意見		
	意見	回答（案）
134	市民の責務という書き方だが、努めるもの、という書き方で良い。	第3条において人権を侵害する行為を禁止しており、人権を守ることは誰もがしなければいけないことだと考えますので、第1項については「守らなければならぬ」という表現のままとします。 第2項については、努力規定にします。
135	人権を守ること、差別を禁止し、終了させることを条約・法令上負っているのは公的機関、地方自治体です。市民には「協力する」ことまで負わせるのは、ためらわれます。「協力するよう努める」でよいと思います。	御意見を受け、「施策に協力するよう努めるものとする」という表現に修正します。

第8条（連携）に関する意見		
	意見	回答（案）
136	関係機関と連携し、必要な措置を講ずるだけで明るい狛江市になるとは思えず、不安である。市役所の中は前市長のセクハラ問題以降変わったのか心配している。これが第一歩であるならば本当に良いものにしていってほしい。	市役所内における再発防止策として、議員提案により「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定、平成30年11月1日から施行しています。この中で、外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置する等、内部のハラスメント対策を実施しています。

第9条（相談及び救済）に関する意見		
-------------------	--	--

	意見	回答（案）
137	具体的な救済策として市から独立した第三者機関について明記すべき。罰則についても入れて、前市長の問題の再発防止策を盛り込んだ形にしてもらいたい。	<p>第8条、第9条に規定するように、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、本条例は、狛江市において初めて制定される人権の尊重に関する基本条例となります。この条例は、罰則をもって悪い物を排除するのではなく、市全体であたたかい気持ちをもって人権の意識を高め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというスタンスに立っています。今回はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していくたいと考えています。</p> <p>市役所内における再発防止策として、議員提案により「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定、平成30年11月1日から施行しています。この中で、外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置する等、内部のハラスメント対策を実施しています。</p>
138	「必要な施策を講ずる」のみでなく、専門家による第三者機関を加えることや、具体的支援策をもり込む必要がある。	<p>第8条、第9条に規定するように、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>条例の実効性については、第8条～第12条においてその方法を規定し、第13条において推進体制としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容に</p>

		については、条例の運用の中で検討してまいります。
139	<p>市が独自に専門家による被害救済のための第三者機関を設置すべき。そこで話し合いの場をもうけ、指導や勧告することができるような実効性のある救済制度を作るべきである。原案のように市民、団体または関係機関との連携だけだと現在の女性の悩み事相談のように相談は受けるが結局、裁判を勧めるしかないことになってしまう。この第3者委員会では人権侵害に対する実態調査も行政の恣意を排除して実施できるようにすること。</p>	<p>第8条、第9条に規定するように、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>実態調査については、まずは第13条で設置している泊江市人権尊重推進会議において、人権施策の評価、意識調査などを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することになると考えます。</p>
140	<p>「気軽に相談でき」とあり、救済のために必要な文言と考える。ただし、同条項に説明された救済措置に関し、現状案では不足であると考える。被害者が市政をはじめ他社に相談を持ち掛けるということは、被害の痛みを抱えた状態で差別や人権侵害の問題と対峙するということである。これは、想像を絶する痛みを伴うものと考える。</p> <p>被害申告をするということは、被害の記憶をなぞり、痛みや苦しみを自身の口から言葉にして発し、説明をするという負担をしてまで、解決を望んだということと認識する。</p> <p>この被害者の決意と期待を、無下にしてはならないと考える。救済措置は、相談を真摯に受けとめ、迅速で適切な対応がなされるものでなければならない。</p> <p>専門知識者を含み構成される、第三者機関の早期設置、或いは設置を約束する具体的な明記を求める。</p>	<p>第8条、第9条に規定するように、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p>
141	相談を受ける体制(第三者機関等)を整備し、相談に的確迅速に対応	第8条、第9条に規定するように、第2条（3）に規

	<p>するとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることも重要な責務とすることを求めます。</p> <p>被害申告をした被害者は、相談をすることで二次被害を受ける危険性に晒されると考えます。これまで数々の事例において、加害側を擁護する者や事態を理解しない者が、被害者的人格を否定する内容のデマを発信拡散し、問題解決を妨げるばかりか、事態の隠蔽を図るために、更に被害者を苦しめるといった状況が発生しており。これは被害者にもたらされるべき平穏な生活を侵害し、新たな人権侵害と呼ぶべき状況であると考えます。</p> <p>こうした考え得る二次被害を防ぐ体制を整えることは、被害者が相談を持ち掛けるハードルを下げる事にも繋がり。差別や人権侵害を撤廃することの実効性を高めることに成ると考えます。</p>	<p>定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p>
142	<p>第9条の救済措置について、専門知識者を含めた第三者機関の設置を求めるときさせていただきましたが。救済回復の場面以外にも、市と伴って(ただし業務遂行にあたっては一定の独立性をもち)この第三者機関が、被害申告のあった差別に対して調査・審議し、解決へ向けて迅速な対応を進めることを求めることがあります。</p> <p>また、加害者への対処が審議される過程で、市民が審議会の傍聴の機会を得ることを求めることがあります。</p>	<p>第8条、第9条に規定するように、第2条(3)に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p>
143	<p>先般の市長によるセクハラ事件の経緯を見ると、公人による人権侵害の際、救済を求めるときに、素案にある「市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる」の文言だけでは不十分です。救済を得られるために、「市の行政から独立した専門的な諸機関を設置する」というような具体的な文言がほしいと思います。</p>	<p>第8条、第9条に規定するように、第2条(3)に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p>
144	<p>この条例の出発点は、市役所内でのセクシャルハラスメントである</p>	<p>第8条、第9条に規定するように、第2条(3)に規</p>

	<p>でしょから、相談・救済について市の窓口だけでなく、行政から独立した専門的な機関が必要ではないかと思います。また救済の方法・仕組みについて具体的にどうするかについて今後の方向性について触れてほしいと思います。人権尊重推進会議での検討が見込まれているのであれば、明記してほしいです。</p>	<p>定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p>
145	<p>第9条（相談・救済）では、被害者の相談、救済には市から独立した専門家による第三者委員会を設けることをうたってください。（前市長のセクハラ事件では、市の相談窓口だったため、被害者は信頼できず、訴えることができなかつた）</p>	<p>第8条、第9条に規定するように、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、市役所内における再発防止策として、議員提案により「泊江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制定、平成30年11月1日から施行しています。この中で、外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置する等、内部のハラスメント対策を実施しています。</p>
146	<p>被害者の救済に関して、条例案9条はこれまでと何ら変わりない抽象的文言に終始しています。これでは「市長」あるいは権力者のセクハラ防止はできません。もっと具体的に第三者機関として「人権侵害救済委員会」などを設置する、その委員選考に当たっては第三者を含めた選任委員会を議会に設ける（市長の権限ではなく）など検討すべきと思われます。</p> <p>上記委員会は市内の人権侵害の実態調査も定期的に行うこと。したがって、その委員は人権侵害の専門家を中心として、人権侵害を受けやすい属性を有する人たちを入れる。</p>	<p>第8条、第9条に規定するように、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>実態調査については、まずは第13条で設置している泊江市人権尊重推進会議において、人権施策の評価、意識調査などを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することになると考えます。</p>
147	<p>相談・適切な救済はあるが、具体的にすることが明記されていない。それと、市民、団体又は関係機関等があるが、そこが被害者救済のために動ける機関なのか。忖度がまかり通っている世情で、実りある活</p>	<p>第8条、第9条に規定するように、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p>

	動を期待するなら、専門家による第三者機関を設置する必要があると思います。	
148	市が被害者救済のための第三者機関を設けて救済策を講じることが求められます。前市長のセクハラ問題でも、市役所に相談窓口があったにもかかわらず、解決には至りませんでした。	第8条、第9条に規定するように、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。
149	相談しやすいシステムづくりが大切。専門家のいる第三者機関、市の職員の中に、子どもの問題、高齢者の問題、生活の様々な支援の分野等の専門職の育成と雇用等（特に教育分野は重要。学校内の支援者は先進国の中で日本は下位）。	第8条、第9条に規定するように、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。
150	この条例で救済ができるのか疑問である。差別是正のための具体的措置や公表すること等を条例に盛り込むことにより、差別された人を救済できるようにしてほしい。	今回はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していくたいと考えております。
151	実効ある救済がされるために加筆。9条「市は差別による人権侵害行為に対し是正措置を行う。」「市は人権侵害を行った者の氏名を公表する。」と加筆。	今回はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していくたいと考えております。
152	「必要な措置」を具体的に。 相談件数、その実態 etc 狛江広報にのせる。 セクハラの場合、加害者名を公表する。加害者は謝罪し、弁償する。 加害者の救済について、専門家によるカウンセリング等が必要に応じて考慮される。	今回はまちづくりの第一歩としての理念条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していくたいと考えています。 また、本条例は市全体の今後に関することであり、多様な人権課題を網羅するものになります。したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決できないケースもあると想定されることから、第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対応していくと規定しています。
153	被害者の救済として相談を受ける（被害申告を待つ）以外に、差別撤	実態調査については、まずは第13条に規定する狛江

	<p>廃のための施策の策定や実施へ向けて、地域の実態を調査する必要があると考えます。被害実態の調査・把握に努めること明記する条項の追加を求めます。</p> <p>また、その実態調査にあたり、調査先の組織や調査する市(または第三者機関)の対応が、慎重で適切なものであるよう求めます。</p> <p>被害調査は、仮に被害実態があつた際、加害側を萎縮させ啓発となり、問題を改善へ促す可能性もあると同時に、加害側を警戒することで事態をエスカレートさせる可能性ももつことを認識する必要があります。</p> <p>調査において適切な対応がなされなかつた場合、問題の解決を期待した被害者の希望は断たれ、その後外部へ救済を求める拒否してしまう可能性ももつと考えられます。</p> <p>こうした懸念から、調査において専門知識者より意見を得、充分な検討がなされることを求めます。</p>	<p>市人権尊重推進会議において、人権施策の評価、意識調査などを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することになると考えます。</p>
154	必要な措置を講ずるためには、人権尊重推進会議を開き、相談内容についての検討審議を行い、必要な救済措置を行い、人権侵害事項が起こらないよう対象者の処罰を含め対応を行う、としてほしい。	<p>人権尊重推進会議の所掌事項については、第 13 条に規定しています。</p> <p>また、本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものになります。したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決できないケースもあると想定されることから、第 8 条に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対応していくと規定しています。</p>
155	第 9 条適切な救済の内容を教えてほしい。被害者が救済されるためには、二度とそのようなことが起きないよう加害者の排除がされなければ、本当の救済にはならない。話を聞いてもらってそれでおしまい、	<p>本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものになります。したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決できないケースもあると</p>

	ではない。	想定されることから、第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対応していくと規定しています。
156	第9条における相談及び救済に関する「～関係機関等と連携し、必要な措置」とはどんなものなのでしょうか。現在の相談窓口は、人権擁護委員となっていますが、どういう経歴をもった人権のプロフェッショナルなのか不明です。人権というセンシティブな相談を受けるための訓練や講習を受けた人なのかどうかを知りたいですし、そのような訓練・講習を受けた人ないし経験をもつ(人権団体での活動者など)人でなければ、とても私的な人権侵害を相談する気にはなれないと思います。条例施行と同時に実効性のある相談・救済窓口の発表を期待しています。なお、条例にある「救済」という言葉には「ケア」も入るのかと思われますが、前市長が「自分がモデル」と公言していた安安丸のキャラクターを今も使用することは、ケアどころか被害女性への二次被害につながります。正直、間接的被害者として市民も見かける度に気分が悪くなる人が少なからずいますので、マンホールや人形、役所内に見られるもの等、早急な撤去をお願いします。条例案の施行までに救済を実行してください。	本条例は市全体の今後のこととあります。したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決できないケースもあると想定されることから、第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対応していくと規定しています。 相談については、既存の相談窓口の状況を見ながら、条例施行後に引き続き検討してまいります。
157	相談については専門的配慮が必要と思われます。気軽な相談というものではないのでは？	どなたでも気軽に相談に来てほしいという趣旨となっています。
158	2行目の頭に、(不当な人権侵害に)を加える。また相談の窓口形態や救済の具体例も記載されるとよい。	本条例は市全体の今後のこととあります。したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決できないケースもあると想定されることから、第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対応していくと規定しています

		す。
159	市の財政的にどこまで可能か疑問である。	限られた財源の中により効果的にできるよう努めます。
160	第9条の末尾、具体的にどうしてくれるのか分からぬ。	本条例は市全体の今後に関する事であり、多様な人権課題を網羅するものになります。したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決できないケースもあると想定されることから、第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対応していくと規定しています。
161	<p>「(2) 相談と『実効性のある対応(救済)』」については、現状は不十分と言わざるを得ません。「気軽に安心して相談できる」などが入れられたことは大切だと思いますが、具体的にどのようなことが実施されるのか、「推進委員会」の具体的取り組みを含めて市民に示すことが欠かせないと思います。</p> <p>この点で不可欠なのが「近年の狛江で突出した人権侵害事件である前市長によるセクハラ問題からどのような教訓を導き出し、再発防止の仕組みが盛り込まれたのか」をはっきり示すことです。現時点ではほとんど見えてきません。さまざまな配慮が必要であり、一定時間のかかる対応が求められる問題だと考えられますので、「推進会議」の最初の仕事にするという方法もあるかと思います。</p> <p>しかしこの問題に正面から取り組むことは、松原市長も条例制定の背景としてこの事件についてあげていたように、失墜した狛江市行政の信頼回復のためにも欠かせないことだと考えます。条例制定の最大の立法事実であり、これについての取り組みがしっかりととなされなければ、「何のための条例か」という批判は避けられません。</p>	<p>①については、第5条に「市長による主体的かつ率先した指揮の下、市民一人ひとりが個人として尊重されるよう、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。」と規定しています。</p> <p>②については、第8条、第9条に規定するように、第2条(3)に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>③については、第5条に規定しているように、本条例が施行された後には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗を見ていくことが第一歩であると考えています。</p>

	<p>具体的な対応としては、①市長による「人権尊重宣言」を任期ごとに行うよう求める条文を盛り込むことや、②行政とは独立した第三者による相談機関、救済機関の設立、③実効性を担保するための「推進委員会」での「方針」や「計画」の策定などがあり得るのではないかでしょうか。</p> <p>「(3)『地域づくり』については、「生きづらさの解消」を人権尊重に関わる問題として条例に盛り込んだという点は一つの特徴ではないかと思っています。生きづらさを感じながら暮らしている市民がおり、だれもが生きやすいまち泊江をつくっていこうという方向性はとても大切だし、それは差別を生まない社会的土壤をつくっていくことと重なるもので、これを市民と行政の協働で実現することは大切だと思います。</p> <p>ただし、泊江で生じた重大な人権侵害事件である前市長セクハラ問題に正面から向き合うことなく、(2)「実効性のある対応（救済）」が明確でないなかで、「地域づくり」だけにしか触れない条例では問題に蓋をしているようにとらえられ、市民の信頼を得られず、「人権を尊重しみんなが生きやすい泊江をつくる」ための市民と行政の協働は困難なものとならざるを得ないと考えます。</p>	
162	<p>第9条に「市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。」とあるが、被害者の相談を受けたりアドバイスを与えるだけでは救済につながらないので、加害者へのアクセスや交渉も行う専門機関に連携する、委託することを必ず行うことも記載るべき。</p> <p>＜理由＞根本的に、人権侵害行為では加害者の人権侵害行為の規制や制約が行われなければ、被害者の人権が守れないから。</p>	第8条、第9条に規定するように、第2条(3)に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。
163	救済手続き、救済機関については泊江市人権尊重推進会議で検討し	泊江市人権尊重推進会議の所掌事項については、第13

	いくことを明記する。	条に規定していますが、御意見を受けて、推進会議の所掌事項に「第9条に規定する相談に係る必要な措置及び救済手法の検討」を追加しました。
164	「適切な救済を受けられるよう…必要な措置を講ずる」ことはいいと思いますが、より実効性を高めるために、市が専門家による被害者救済のための第三者機関を設けたり、指導や勧告ができるような救済制度をつくることが重要だと思います。	第8条、第9条に規定するように、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。
165	「市は、気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、必要な措置を講ずる」としています。より実効性を高めるために、市が独自に専門家による被害救済のための第三者機関を設置し、そこで話し合いの場をもうけたり、指導や勧告することができるような救済制度を作る必要があるのではないかでしょうか。前市長のセクハラ問題でも市役所に相談窓口はありましたか、結局解決には至りませんでした。	第8条、第9条に規定するように、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。

第10条（啓発等）に関する意見		
	意見	回答（案）
166	障害者差別など、知識不足が原因で生じる可能性が高い差別をなくすにおいて。重要な項目と考える。差別を生まないとする取り組みとして、広い視野で専門的な知識者の協力を得、学校・職場・他生涯において学ぶ機会を生むよう、体制を整え取り組まれることを期待する。	条例の運用の中で、御意見として参考にさせていただきます。
167	（子どもに対する教育等）がありますが、おとなに対して啓発や情報提供だけでなく、人権尊重に関する学習の機会を充分に保障してほしいと思います。差別の意識や人権侵害は、無意識無自覚であることが多いあると思います。自分の気づかない差別や人権尊重の学習が必要	第10条に「市は、市民が人権を身近なものと捉えられるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。」と規定されており、その中で対応していくものと考えます。

	要です(学校教育、社会教育、企業内教育などあらゆる機会において)。無意識のハラスメント、子どもの人権について、子どものいじめについてなど大人の意識が問われるなか、自己の課題として受け止め行動できる感性を養っていく学習機会が必要です。(市の責務) の項目で述べられている、「市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進」に含まれることかもしれません、とくに重要なことだと思います。	
168	第 10 条、11 条については、国立市の条例 13 条に（市は、学校教育、社会教育その他生涯を通じたあらゆる教育の場において豊かな人権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取りくみを行うものとする）としてあり、参考にし、取り入れられたい。	第 10 条、第 11 条については、国立市の条例第 13 条と同様の趣旨であると考えています。
169	具体的な施策（相談所、カフェ等）を実現させること。	条例の運用の中で、御意見として参考にさせていただきます。

第 11 条（子どもに対する教育等）に関する意見		
	意見	回答（案）
170	自分たちが受けた教育が間違っていたのではと感じる。私たちは人権を大事にできない間違った育ち方をしてしまったので、そこを直したい。子どもに押し付けるのではなく、大人が再教育を受ける必要がある。大人が学び、子どもに共有することが必要。	第 10 条に「市は、市民が人権を身近なものと捉えられるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。」と規定されており、その中で対応していくものと考えます。
171	子どもの教育について、子どもの権利条約があり、子どもが本来持つ権利がきちんと守られなければいけないと決められている。教育で人権を尊重しなければいけないと言うだけでなく、子どもだけでなく、大人も子どもに権利があることを知らなければいけないと思う。学校教育だけでなく、周りの大人たちすべてが子どもに対する人権に	第 10 条に「市は、市民が人権を身近なものと捉えられるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。」と規定されており、その中で対応していくものと考えます。

	ついて理解する取組みを取り入れてほしい。	
172	子どもの教育とは上から目線である。子どもの人権、命を大事にすることが教育以前の問題として大事である。	学校教育と啓発、両方から取り組んでいくことがわかるよう修正します。
173	大人が上から目線で教育や道徳、啓発といったことを押し付けるのではなく、子どもたち自身が自分自身の人権「子どもの権利」を知ることから始めてほしい。	条例の運用の中で、御意見として参考にさせていただきます。
174	世界子どもの権利条約一年齢にあわせた教育内容を先進の国々から学び、実施する。	本条例に反映するものではありませんが、御意見として承ります。

第 12 条（市の支援）に関する意見		
	意見	回答（案）
175	この条例を推進する活動は幅広いものを包含していると思うが、どういう基準で人的・財政的支援を行うのか決めておく必要があるのではないか。	条例施行後に引き続き検討してまいります。
176	この条項はとても良いと思いますが、実際に実施するためには、具体的にどのような活動にどのように支払うのかの基準を策定することが必要だと思います。	条例施行後に引き続き検討してまいります。

第 13 条（狛江市人権尊重推進会議の設置）に関する意見		
	意見	回答（案）
177	当事者と差別問題の専門家を入れるべき。	推進会議には地域の実態をよく知る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全体のバランスが取れるよう検討していきます。 また、第 13 条第 4 項における「必要に応じて専門家、

		関係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聴くことができると規定しています。
178	第 13 条会議構成員、市民、専門家からの割合を多くしないと、結果この条例の様な生ぬるい判断となるだろう。	<p>推進会議には地域の実態をよく知る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全体のバランスが取れるよう検討していきます。</p> <p>また、御意見を受け、条例に推進会議の構成メンバー等を盛り込みます。</p>
179	「推進会議」には、当事者を入れること。実態調査を入れること。	<p>推進会議には地域の実態をよく知る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全体のバランスが取れるよう検討していきます。</p> <p>実態調査については、まずは第 13 条で設置している泊江市人権尊重推進会議において、人権施策の評価、意識調査などを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することになると考えます。</p>
180	実効ある救済がされるために加筆。13 条「市は被害者救済の為の人権問題の有識者による第三者機関をおく、と加筆。13 条 4 「推進会議は <u>人権問題での</u> 識見を有する…」下線部を加筆。	<p>第 8 条、第 9 条に規定するように、第 2 条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、推進会議はこの条例による人権を尊重するまちづくりを推進するための機関であるため、人権問題に関する有識者を想定しています。</p>
181	第 13 条 4 について、会議のメンバーは人権施策を想定し、評価できる専門家が中心になるべきであり、「差別の撤廃など人権問題に関	推進会議はこの条例による人権を尊重するまちづくりを推進するための機関であるため、人権問題に関する

	<p>する学識経験者」とるべき。また、人権侵害被害を受けやすい属性を有する人たちを一定数以上入れることを明記すべき。</p>	<p>有識者を想定しています。</p> <p>構成メンバーについては、地域の実態をよく知る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全体のバランスが取れるよう検討していきます。また、第13条第4項における「必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聞くことができると規定しています。</p>
182	<p>基本条例の説明会に参加し、登壇者が狛江の人権の実態に深く関与していることに感銘を受けました。</p> <p>やはり当事者やこれまで狛江市の中で差別の実態を知る方々の参加が条例策定過程で必要です。「私たちを抜きに私たちのことを決めないで」は障碍者の叫びですが、人権尊重のまち狛江を作る上でも、当事者の参加を第13条に書き込むことを求めます。</p> <p>また、前市長のセクハラ問題に端を発した条例づくりですが、現代的な被差別の実態の調査が行われていないことから、何に照準をあたるのか、がはっきりしないように感じます。狛江市でLGBTの方が部屋を借りることが難しかったり、仕事場で差別を受けていること、障がいのある子どもが郊外学習に参加できず校長室でビデオを見ながら過ごしたことなど、お聞きした経験があります。狛江市でも残念ながら人権侵害の実態があることを前提にしっかりと実態調査を行い、それに基づいて、救済の手段や施策を立案することが必要だと思います。人権尊重推進会議第13条に人権侵害についての実態調査を行う事を明記してください。</p>	<p>推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全体のバランスが取れるよう検討していきます。また、第13条第4項における「必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聞くことができると規定しています。</p> <p>実態調査については、まずは第13条で設置している狛江市人権尊重推進会議において、人権施策の評価、意識調査などをを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することになると考えます。</p>
183	第13条2(1)について、「人権施策の評価」の前提として、推進	第5条に規定しているように、本条例が施行された後

	<p>会議において、包括的、計画的な人権施策基本方針、計画を検討すべき。また意識調査ではなく人権侵害についての実態調査を行うことが必要である。</p>	<p>には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗を見ていくことが第一歩であると考えています。</p> <p>実態調査については、まずは第 13 条で設置している泊江市人権尊重推進会議において、人権施策の評価、意識調査などを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することになると考えます。</p>
184	<p>第 13 条（人権推進会議）では意識調査ではなく、実態調査を盛り込んでください。</p> <p>委員のメンバーには当事者も入れてください（障害者、女性、在日コリアン、外国籍市民など）。</p>	<p>第 5 条に規定しているように、本条例が施行された後には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗を見ていくことが第一歩であると考えています。</p> <p>実態調査については、まずは第 13 条で設置している泊江市人権尊重推進会議において、人権施策の評価、意識調査などを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することになると考えます。</p> <p>推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全体のバランスが取れるよう検討していきます。また、第 13 条第 4 項における「必要に応じて専門家、関</p>

		係者等に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聞くことができると規定しています。
185	<p>狛江市人権尊重推進会議の設置について、基本方針と計画が明記されることを求めます。</p> <p>また、この会議のメンバーが、差別撤廃や人権問題の学識経験者で構成されることを求めます。更に、シンポジウムでの長谷川氏の発言で解ったように、当事者にしか解り得ない問題点が多く存在すると考える事から、この会議のメンバーに、人権侵害被害を受けやすい属性を有する方が、一定数以上含まれる構成であることも求めます。</p>	<p>第5条に規定しているように、本条例が施行された後には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗を見していくことが第一歩であると考えています。</p> <p>実態調査については、まずは第13条で設置しているとしている狛江市人権尊重推進会議において、人権施策の評価、意識調査などを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することになると考えます。</p> <p>推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全体のバランスが取れるよう検討していきます。また、第13条第4項における「必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聞くことができると規定しています。</p>
186	<p>狛江市人権尊重推進会議で、まず、差別や人権侵害の実態調査を定期的に行ってください。どのような差別や人権侵害の実態があるのか。実態の把握が大事です。被害に遭った人、被害に遭っている人は、辛いけど、人に知られたくない。二次被害が怖い…と、差し伸べた手</p>	<p>第5条に規定しているように、本条例が施行された後には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗</p>

	を掴むことが出来ないかも知れません。諦めず、定期的にやることで信頼を勝ち取ってください。	を見ていくことが第一歩であると考えています。 実態調査については、まずは第13条で設置している柏江市人権尊重推進会議において、人権施策の評価、意識調査などを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することになると考えます。
187	市民の実情、状況が一定程度個人情報等に配慮しながら市側に理解される為のしくみづくり。民生委員、児童委員がいない地域をなくす。又、両委員の仕事の為の研修、報酬の見直しが必要。	本条例に反映するものではありませんが、御意見として承ります。
188	推進委員会が、この条例の理解を始め、人権侵害の解決をすすめる組織となるのか。市長のしもん機関ではなく、別個の組織を立ち上げるべきと思います。	第8条、第9条に規定するように、第2条(3)に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。
189	柏江市人権尊重 推進会議には、人権問題に詳しい学識者や、差別を受けやすい属性を持つか経験を持つ当事者をある程度入れる必要があることを明記する。 <理由>現実に即した実効性を条例が果たすためには、推進会議がその条例の効果や対策度を確認する必要がある。その際には、やはり当事者や学識者の知見が必要である。	推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全体のバランスが取れるよう検討していきます。また、第13条第4項における「必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聞くことができると規定しています。
190	会議のメンバーは、「差別の撤廃など人権問題に関する学識経験者」と当事者(人権侵害被害を受けやすい属性を有する人たち)を一定数以上入れることを明記すべき。	推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全体のバランスが取れるよう検討していきます。また、第13条第4項における「必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聞くことができると規定しています。

		る。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聞くことができると規定しています。
191	<p>泊江市人権尊重推進会議を設置することは大事なことですが、それとは別に差別について調査、審査し解決する専門的な救済機関が必要だと思います。</p> <p>また、推進会議が行う内容の中で、「意識調査」となっていますが、意識調査ではなく、差別等の人権侵害についての実態調査が必要と考えます。条例案に市が定期的に人権侵害に関する実態調査を行うという項目を設けたほうがよいと思います。</p> <p>さらに推進会議は、「識見を有する者」となっていますが、「人権問題での識見を有する者」としていただきたいと思います。また、「団体及び公募市民」については、差別の被害当事者を入れることも明記してほしいと思います。</p>	<p>専門機関については、第8条、第9条に規定するよう、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>実態調査については、まずは第13条で設置している泊江市人権尊重推進会議において、人権施策の評価、意識調査などを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することになると考えます。</p> <p>推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全体のバランスが取れるよう検討していきます。また、第13条第4項における「必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聞くことができると規定しています。</p>
192	<p>施策の調査・審議機関を設置することは大事だと思いますが、それとは別に、差別について調査、審査し、解決する専門的な救済機関が必要だと思います。</p> <p>また、2項（1）「人権施策の評価」の前に、人権施策全体の方針、計画づくりを策定することが必要だと思います。また、「意識調査」ではなく、差別等の人権侵害についての実態調査が不可欠です。市が</p>	<p>専門機関については、第8条、第9条に規定するよう、第2条（3）に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>実態調査については、まずは第13条で設置している泊江市人権尊重推進会議において、人権施策の評</p>

	<p>定期的に人権侵害に関する実態調査を行うという項目を設けた方がよいと思います。</p> <p>また、4項の会議構成者について、「識見を有するもの」だけではなく「差別の撤廃に関する学識経験者」と、また、差別の被害当事者の方を一定以上いれることも行うべきです。</p>	<p>価、意識調査などを行う予定です。推進会議における議論や関係機関等と連携し、情報収集等を行っていく中で、実態調査の必要性が高まれば、実施を検討することなると考えます。</p> <p>推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全体のバランスが取れるよう検討していきます。また、第13条第4項における「必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聞くことができると規定しています。</p>
--	--	--